## 市川市総合計画(案) 令和8(2026)年度~令和32(2050)年度

## 目 次

I . はじめに	
1. 計画策定の趣旨・目的	2
2. 計画の構成と期間	2
3. 計画策定の背景	3
(1)市の概要	3
(2)歴史·文化	4
(3)人口	5
(4)財政	7
Ⅱ. 基本構想	9
1. 将来都市像	11
2. 基本目標	12
Ⅲ. 基本計画	15
1. 重点項目	16
2. 計画の推進にあたって	26
3. 施策別計画	28
4. 成果指標	96

## I.はじめに

#### 1. 計画策定の趣旨・目的

総合計画は、長期的な将来展望に基づき、市政運営を総合的かつ計画的に進めていくための根幹となる計画です。

これまで本市では、平成13(2001)年度から令和7(2025)年度を計画期間とする「市川市総合計画(I&I プラン 21)」を策定し、「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ」を将来都市像に掲げ、その実現に向けて歩みを進めてきました。

しかしながら、今後は、これまでの人口増加は鈍化し、少子高齢化も加速する見込みで、それに適合したまちづくりを進めていかなければなりません。また、高まる自然災害のリスクや年々深刻化する地球温暖化、都市インフラの老朽化、不安定な経済情勢、格差の拡大といった問題には、スピード感をもって対応していかなければなりません。

このように大きく変容する時代の潮流の中において、本市は、この総合計画を通じて、本市のある べき姿と進むべき方向性を明示し、その実現に向けたまちづくりを進めていきます。

#### 2. 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の 3 層構造とし、計画期間を令和 8(2026)年度 ~令和 32(2050)年度の 25 年間とします。

なお、「基本計画」及び「実施計画」は、「地方版総合戦略※」を内包するものとします。

	内容	期間
基本構想	地域における総合的かつ計画的な行政運 営を行うために、目指すべき将来都市像 や基本目標を定めています。	25 年間 令和 8(2026)~32(2050)年度
基本計画	基本構想で明らかにした将来都市像や基 本目標を具現化するための基本的な施策 を定めています。	9 年間 令和 8(2026)~16(2034)年度 ※期間終了後は次期計画を策定
実施計画	基本計画に示された施策を実現するため の具体的な事業を定めています。	5 年間 令和 8(2026)~12(2030)年度 ※毎年見直し 期間終了後は次期計画を策定

※「まち・ひと・しごと創生法」(平成26(2014)年制定)」に基づき、地方自治体による策定が努力義務とされた地方創生に係る戦略。

#### 3. 計画策定の背景

#### (1) 市の概要

本市は、千葉県の北西部に位置し、北は松戸市、東は船橋市と鎌ケ谷市、南は浦安市と東京湾に接しています。また、江戸川を隔てて東京都(江戸川区・葛飾区)と相対しており、東京都心から 20 km圏内に市域のほぼ全体が含まれています。

昭和 9 (1934)年に市川町、八幡町、中山町、国分村の合併により「市川市」が誕生し、その後、昭和24(1949)年に大柏村、昭和30(1955)年に行徳町、昭和31(1956)年に南行徳町と合併しました。さらに、昭和37(1962)年以降の公有水面の埋め立て(高谷新町、二俣新町、塩浜など)により、現在の市域が形成されており、総面積は56.39kmとなっています。

東京近郊の住宅都市として継続的な発展を遂げており、現在の人口は約50万人となっています。



※新たな地図を作成予定

#### (2) 歴史・文化

本市は北部の下総台地と南に広がる沖積平野により構成されています。その台地には縄文時代の生活がうかがえる堀之内・曽谷・姥山等の貝塚、また、弥生時代の農耕文化の生活を伝える須和田・小塚山・宮久保等の遺跡、そして、古墳時代の法皇塚古墳や弘法寺古墳等の史跡が多く残されています。

飛鳥時代には、国府台に下総国府や下総国分寺・国分尼寺が建立され、また、真間の入江の 情景が万葉集に詠まれるなど、歌人を始め多くの人が集まり、地方都市の中心として栄えました。

平安時代には、関東で平将門の乱が起こり、駒形大神社等の市内各所に将門伝承が残され、鎌倉時代には、千葉氏が下総の守護に任命され、また、日蓮が鎌倉を追われ若宮に避難したことなどからその信仰が広がり、中山法華経寺を始めとする多くの日蓮宗寺院が建てられました。

江戸時代には、徳川家康による製塩業の保護や庶民の成田詣により江戸川の水運や成田街道が栄え、行徳から高谷、原木に多くの寺院が建てられました。江戸川の渡しと関所があった市川、宿場町の八幡、門前町の中山などの佐倉道(千葉街道)が栄えたのもこの頃です。また、市川砂州に適した産物として梨栽培が盛んでしたが、街道沿いの市街化とともに、柏井町・大野町・大町へと梨畑は移されていきました。

明治時代に入り、国府台には軍隊が駐屯し軍隊の街として栄え、また、総武鉄道・京成線の 開通に伴う宅地化により人口が急増し、現在の市川・八幡の発展の源となりました。

大正時代には、八幡町を中心に耕地整理が進み、葛飾八幡宮にはその改耕碑があります。 また、大正 6 年の大津波では多くの建物倒壊や犠牲者が生じたため、江戸川放水路の開削事業が行われました。その後、大正 12 年の関東大震災や昭和 20 年の東京大空襲により、東京から多くの人が本市に移り住みました。なお、真間川周辺には、大正から昭和にかけて、北原白秋、永井荷風、幸田露伴などの文人が居住し、多くの作品を残しています。

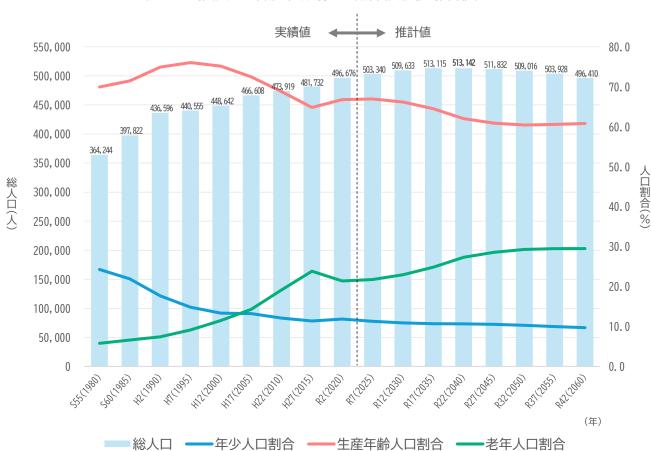
戦後は、小・中・高等学校などの建設が進み、国府台には大学が開校し、学園都市の様相が 形付けられました。

#### (3) 人口

#### ① 総人口と年齢別人口割合

本市の総人口は、これまで増加傾向にありましたが、令和22(2040)年頃にピークを迎え、その後緩やかに減少することが見込まれています。

また、年少人口及び生産年齢人口割合が減少する一方、老年人口割合が増加し、今後、その傾向は拡大することから、少子高齢化が進行していきます。



総人口の推移及び年齢3区分別人口割合(実績値・推計値)

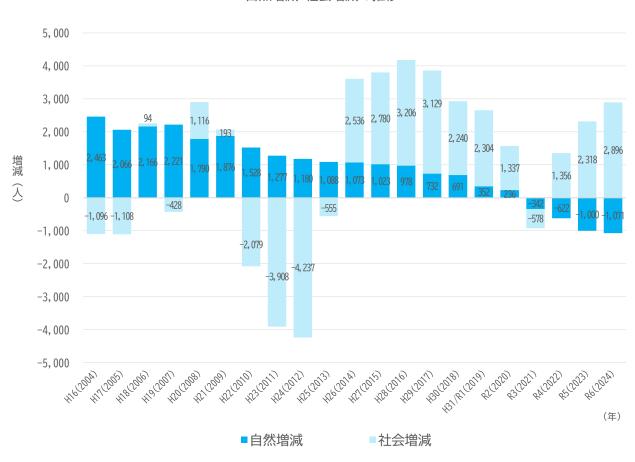
<実績値> 国勢調査人口(各年10月1日現在)

<推計値> 令和 7 年度実施将来人口推計 (基準値維持モデル)

#### ② 人口動態の特徴

本市は、現在、死亡数が出生数を上回る自然減となっています。一方で、東日本大震災や新型 コロナウイルス感染症拡大が影響を及ぼしている時期を除いて、転入者数が転出者数を上回る社 会増の傾向が続いています。

近年の本市の人口増は、社会増に起因しています。



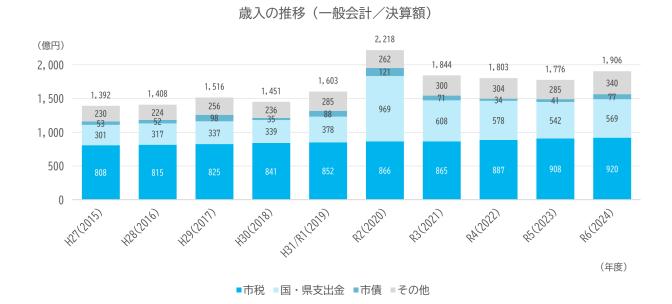
自然増減・社会増減の推移

※資料:住民基本台帳人口

#### (4) 財政状況

歳入の中心である市税収入については、年々増収傾向にありますが、人口減少に直面した際には減収に転じることが懸念されます。

一方、歳出については、社会保障関係経費の増加や老朽化した施設の更新などにより、「扶助費」や「普通建設事業費」などにおいて、今後も増加することが見込まれます。



歳出の推移(一般会計/決算額)



## Ⅱ. 基本構想

令和8(2026)~32(2050)年度

#### 1. 将来都市像

私たちは、令和32(2050)年度までにここに示す将来都市像の実現を目指します。

いのちを尊び 知性と希望を育む 環境と共生した 和がつながるまち いちかわ ~住み続けたいまちを次世代へ~

このまちでは、すべての人々、動物、植物など、ありとあらゆるいのちが尊重されています。 それぞれのいのちが平等に守られ、支え合い、共存しています。それが、このまちの「根幹」と なっています。

このまちでは、誰もが、明日を拓くために知性を育んでいます。こどもたちは好奇心のままに 学び、大人は生涯にわたり成長を楽しみ、将来への希望につながっています。それが、このまち の「原動力」となっています。

このまちでは、かけがえのない地球の恵みや美しい自然を守るため、環境と共生しています。 持続可能な未来を築くための道が確立され、一人ひとりの営みに浸透しています。それが、この まちの「使命」となっています。

これらすべてがつながり、このまちでは、「和」が生まれています。世代や文化、価値観の壁を超え、誰もが交流し、喜びは分かち合い、困った時には助け合います。ここには、争いはなく、調和の中から生まれる真の平和があります。それが、このまちの「豊かさ」となっています。

こうしたまちの根幹、原動力、使命、豊かさが、一人ひとりの幸せにつながっています。そして、それがまちへの愛着と誇りとなり、自信を持って次世代に引き継げる「住み続けたいまち」をつくっています。

#### 2. 基本目標

私たちは、5つの基本目標を定め、将来都市像を実現するためのまちづくりを進めます。

#### 基本目標1 誰もが自分らしく豊かに暮らせるまちづくり

一人ひとりが尊重され、どのライフステージにおいても、健やかに自分らしく豊かに暮らして いけるまちづくりを進めます。

#### 【まちづくりの方向性】

- ・誰一人取り残さないあたたかなまち
- ・健康寿命日本一
- ・こどもたちの健やかな成長
- ・学びの多様化・居場所づくり

#### 基本目標2 いのちと暮らしを守る強くしなやかなまちづくり

戦争や紛争、自然災害、犯罪などによっていのちと暮らしが脅かされることのない、強くしな やかなまちづくりを進めます。

#### 【まちづくりの方向性】

- ・平和・核兵器廃絶
- ・防災・減災・安全
- ・暮らしの安心・防犯

#### 基本目標3 変化に対応した快適な暮らしを支えるまちづくり

目まぐるしい時代の変化に対応しつつも、まちの歴史や個性が尊重され、誰もが心地よく快適 に暮らしていけるまちづくりを進めます。

#### 【まちづくりの方向性】

- ・災害を乗り越える強靭なまちづくり
- ・古きを残したつながりのあるまちづくり
- ・道路ネットワークや新たな都市基盤の整備

#### 基本目標4 環境に優しい自然と共生したまちづくり

地球環境への負荷軽減を図りながら、豊かな自然を守り、生かすことで、人と自然が共に生きるまちづくりを進めます。

#### 【まちづくりの方向性】

- ・カーボンニュートラルの実現に向けてすべての技術革新を導入する社会
- ・すべてのいのちを尊ぶ(植物・動物)

#### 基本目標5 多彩な文化と活気が織りなす魅力あふれるまちづくり

この地が刻んできた歴史やまちに息づく文化、そして、市民を主体とした様々な活動から生まれる活気がまちの魅力となり、多くの人々が集うまちづくりを進めます。

#### 【まちづくりの方向性】

- ・歴史の掘り起こし
- ・文化・スポーツの力によるまちの活性化
- ・地域経済の活性化
- ・世界の人が集まる国際都市

## Ⅲ. 基本計画

令和8(2026)~16(2034)年度

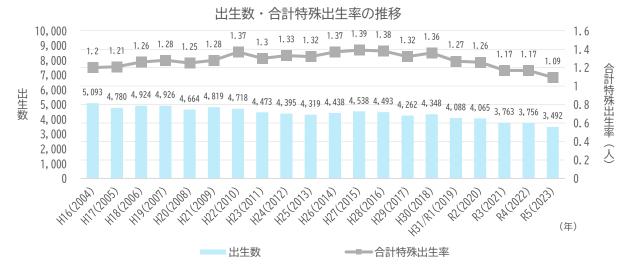
#### 1. 重点項目

基本計画の計画期間である 9 年間(令和 8(2026)年度~令和 16(2034)年度)で、以下の 8 つの課題に施策横断的に取り組みます。

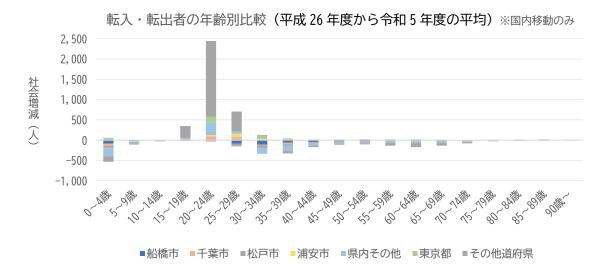
#### 重点項目1 持続可能な人口構成の維持

本市の出生数や合計特殊出生率は年々減少傾向にあり、少子化が進行しています。また、東京圏への就学・就職に伴い、20代前半が転入超過である一方、30代と40代前半のいわゆる子育て世代が住宅を購入するタイミングで、近隣市や都内へ転出しています。

今後、少子高齢化により、「担い手」の減少という構造的な問題に直面することから、年少人口と生産年齢人口の定住促進や出生率の向上を図り、持続可能な人口構成を維持します。



資料:衛生統計年報(千葉県)、住民基本台帳人口



資料:住民基本台帳人口(内閣官房特別集計)

#### 重点項目2 すべてのこどもたちの可能性を広げる環境の整備

こどもの貧困や教育格差の拡大、虐待やいじめなどのこどもの権利を侵害する事案の発生などが 大きな社会問題となっています。また、少子化や核家族化の進行、地域社会におけるつながりの希薄 化などにより、子育て家庭を取り巻く環境も複雑・多様化し、対応が必要な状況です。

さらに、学校教育の現場においては、特別な支援を要する児童生徒や外国籍、不登校の児童生徒の 数も増加しており、誰一人取り残さない学びの保障も求められています。

すべてのこどもたちが、生まれ育った環境や特性に左右されることがなく、健やかに成長し、夢や希望をもって、自ら進みたい道を選択できるよう、こどもに関わる施策を総合的に推進することで、こどもたちの可能性を広げる環境を整備します。



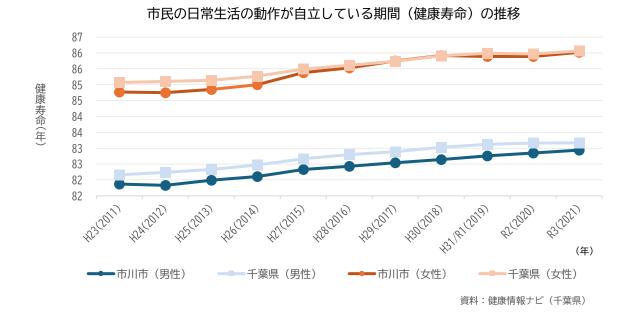
児童生徒数・特別支援児童生徒数・外国籍児童生徒・不登校児童生徒数の推移 (市立小・中・義務教育学校・特別支援学校における集計)

- ※「児童生徒数」「特別支援児童生徒数」「外国籍児童生徒数」は各年5月1日時点
- ※「不登校児童生徒数」は各年3月末時点
- ※「特別支援児童生徒数」は、特別支援学級・特別支援学校に通う児童生徒数とする

#### 重点項目3 健康寿命の延伸

生活習慣の変化や医療技術の発展などにより、日本人の平均寿命が伸びている中で、健康上の問題で日常生活が制限されることなく自立して生活できる期間である健康寿命の延伸が求められています。

今後、更に高齢化が進行する中で、誰もが生涯にわたっていきいきと充実して暮らすことができるよう、乳幼児から後期高齢者までのすべての世代に対して、心身の健康増進に向けた切れ目ないアプローチを行い、健康寿命の延伸を目指します。



要支援・要介護認定者の推移 25,000 20,000 15,000 人数 10,000  $\bigcirc$ 5,000 H31812019) H30/2018) R6(202A) (年) ■要支援1 ■要支援2 ■要介護1 ■要介護2 ■要介護3 ■要介護4 ■要介護5 ※ 各年9月末時点

資料:介護保険事業状況報告(厚生労働省)

#### 重点項目4 暮らしの安全・安心の確保

千葉県では、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率が約60%と想定され、大 規模地震が発生した場合、本市でも多くの被害が発生することが見込まれています。

その他の自然災害をはじめ、犯罪の凶悪化・多様化、交通事故や消費生活被害などの発生、国際的 な緊張関係による安全保障上の危機感の高まりなどが市民生活を脅かしている状況を鑑み、市民の いのちと財産を守るため、ハード・ソフトの両面から対策を進め、誰もが暮らしの安全と安心を実感で きる環境をつくります。

東京湾直下地震(マグニチュード 7.3) が発生した場合の震度分布・被害想定

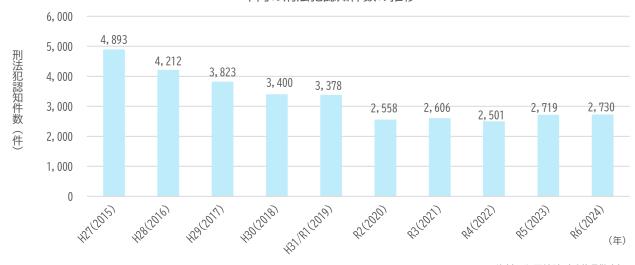
震度分布 ■震度6強 \_\_\_震度 6 弱

7-3-1-6-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1	土场休奴	3,120 1米
建物被害	半壊棟数	12,642 棟
火災	焼失棟数	10,965 棟
人的被害	死者	451 人
八则饭去	重傷者	387 人
	1 日後	60,904 人 (36,542 人)
<b>避難者</b> (避難所避難者数)	1週間後	98,529 人 (49,264 人)
	1ヵ月後	62,087 人 (18,626 人)
帰宅困難者	市外の帰宅困難者数	55,546 人

被害想定

5 126 棟

#### 市内の刑法犯認知件数の推移



資料:犯罪統計(千葉県警察)

#### 重点項目5 都市機能の強化と付加価値の創出

本市では、昭和 40 年以降に公共施設や道路・橋りょう、公共下水道(汚水・雨水)などのインフラの 集中的な整備を進めてきたことから、今後、老朽化・機能劣化が進むことが見込まれ、計画的な維持管 理と更新が求められています。

一方で、今後、本八幡駅北口駅前の市街地再開発事業、北千葉道路や(仮称)押切・湊橋の整備、新 湾岸道路の調査などが予定されており、これらが完成すれば都市構造に大きな変化が生じます。

今後の都市機能・都市構造の変化に柔軟に対応し、都市機能を強化するとともに、本市の強みである自然と調和した良好な住環境を保全しつつ、地域の魅力を向上し、更なるまちの付加価値を創出します。



公有財産(建物)の延面積、道路・橋りょう、下水道延長の推移

※「その他施設」は、公有財産(建物)の延面積合計から「市営住宅」と「学校」の延面積を除いたもの ※ 各年年度末時点

> 資料:財産に関する調書(公有財産(建物)の延面積) 市川市統計年鑑(道路・橋りょう、下水道延長の推移)

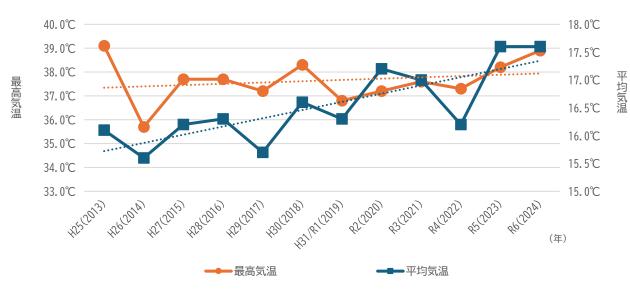
#### 今後の主な都市基盤の整備



#### 重点項目6 カーボンニュートラルの実現

近年、地球温暖化の進行による気候変動の危機は深刻さを増しており、本市においても平均気温や最高気温はともに上昇傾向にあります。こうした中、本市はカーボンニュートラルシティを表明し、2030年度までに二酸化炭素排出量を2013年度比で50%削減するという目標を掲げています。令和7(2025)年度には、妙典地区が環境省の第6回脱炭素先行地域にも選定され、官民双方の取り組みにより、先導的に二酸化炭素排出量の削減に取り組んでいます。

目の前に差し迫った地球温暖化の危機に向き合い、持続可能な地球環境、市民の暮らしや健康、事業者の事業活動を守るため、カーボンニュートラルの実現を目指します。



市川市の最高気温及び平均気温の推移



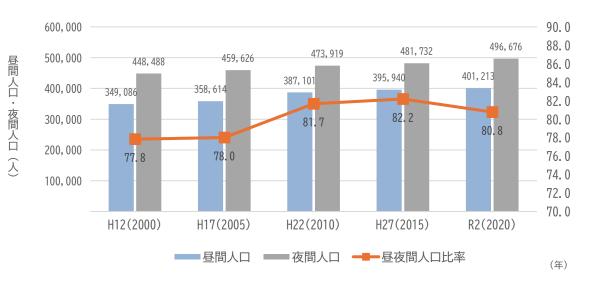


昼夜間人口比率

#### 重点項目7 地域とのつながりの創出

本市の昼夜間人口比率(夜間人口 100 人当たりの昼間人口の割合)は、近隣市と比べて低く、また、通勤・通学者の半数以上が市外に移動しています。このように、ベッドタウンとして特性が顕著であり、市民と地域のつながりの希薄化が課題となっています。

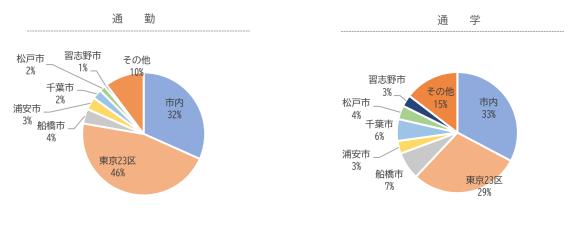
本市の多彩な文化や地域資源、スポーツの力などを生かしながら、多様なステークホルダーと連携し、市民一人ひとりのまちへの愛着を醸成することで、地域とのつながりの創出に取り組みます。



昼間人口・夜間人口、昼夜間人口比率の推移

※ 各年10月1日時点

#### 15歳以上の通勤通学先の状況



- ※ 令和2年10月1日時点
- ※ 通学は予備校などの各種学校、専修学校を含む

資料:令和2年国勢調査

資料:国勢調査

#### 重点項目8 地域内経済循環の構築

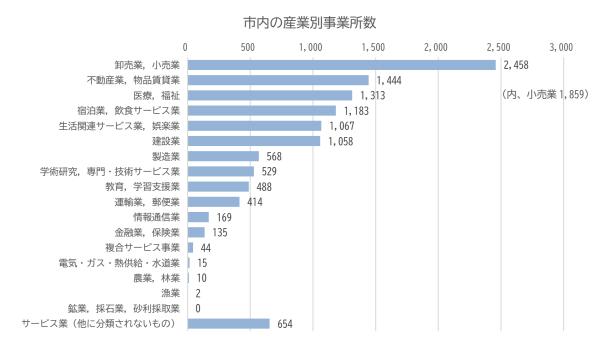
本市は、東京都や船橋商圏に隣接するため、市内の民間消費額の約3割が市外に流出しています (支出流失率)。市内には、「小売業」などの事業所が多いため、個人の民間消費を市内に誘導すること が、地域内経済の活性化につながります。

地域内経済の衰退に伴うまちの活力の低下や雇用環境の悪化、市税収入の減を防ぐためにも、消費者・事業者双方への施策に総合的に取り組み、市内での消費を促進し、地域内経済循環を構築します。



市内の民間消費額、支出流出率の推移

資料:地域経済分析システム (RESAS)



※ 令和3年6月1日時点

資料:令和3年経済センサス-活動調査

#### 2. 計画の推進にあたって

#### (1) 4つの視点

以下の4つの視点を基に基本計画を推進するものとします。

#### 視点1 クリーンな市政運営

職員が「全体の奉仕者」として職務に責任を持ち、法令順守と倫理的行動を徹底するとともに、組織 全体のコンプライアンス意識の向上を図り、市政に対する市民の信頼を確保します。

#### 視点2 選択と集中

優先すべき課題を見極め、重点的に取り組む施策を明確化することで、限られた経営資源を最適に 配分します。

#### 視点3 市民参加·協働·共創

市民のまちへの関心と愛着を醸成し、まちづくりへの市民参加を促進するとともに、協働により、新たな価値を共創します。

#### 視点4 広域連携による充実した市民サービス

広域的な自治体間の連携・協力によって、効果的で効率的な行政運営を実現し、市民サービスを充実させます。

#### (2)具体的な行財政運営の取り組み

行財政運営において、以下の取り組みを進めます。

#### ① 行政の効率化

地方自治法で定める「最小の経費で最大の効果を挙げる」ため、限られた行政資源の重点化と優先順位の明確化を図ります。また、様々な行政課題に対し、根拠に基づく適正な政策を立案し、結果を分析・評価して改善を行い、市民サービスの効率的な提供を目指します。

#### ② デジタルの活用

ICTなどの技術の活用によって、手続きをオンライン化し、時間や場所に捉われないサービスを提供することで、市民の利便性を向上させます。また、内部事務を自動化して市役所業務の効率化を推進し、それにより生み出された人的資源を相談業務などにシフトすることで、市民サービスの充実を目指します。

#### ③ 多様な主体との連携

市民、自治会、NPO、企業、大学などとの積極的な連携を図り、より広範な分野において、相互に協力し、補完し合えるような体制の構築を目指します。

#### ④ 近隣自治体との連携

共通の課題を持つ近隣自治体と連携を図り、市域を超えて今ある地域資源を生かしたまちづくりを検討し、住みやすい地域を目指します。また、更なる市民サービスの向上や持続可能なまちづくりを目指して、都市制度のあり方に関する調査・研究を進めます。

#### ⑤ 人材の育成・確保

複雑・多様化する行政課題に対応するため、主体的に考え行動できる人材の育成に努めるととも に、課題解決を図り、効果的・効率的に住民サービスを提供するために必要な人的資源の確保を進め ます。

#### ⑥ 健全な財政運営

事務事業の選択・見直しや経費の削減に努め、効率的かつ効果的な予算配分を行うとともに、老朽化した施設の更新などに伴う市債残高の増加に留意し、中期的な財政収支の見通しを踏まえた財政運営を行います。また、市税をはじめとした歳入における収納の対策強化を図るとともに、各種公共料金の適正化やクラウドファンディングの活用などにより、安定した財源の確保に努めます。

#### ⑦ 公共施設マネジメント

限りある経営資源を効率的に運用し、公共サービスを持続可能なものとするため、人口構成や市民 ニーズに対応した公共施設などの再編・整備を進めます。

#### 3. 施策別計画

#### 施策の全体像

2 3 4 5 6 7 8 1 こど こど 康 涯 域 齢 が 숲 ŧ 福 者 ĺ١ 保 ŧ 者福祉 保 の 習 福 祉 障 若 健 教 祉 者 育 生 活 施 困 策 窮 者 基本目標 1. 誰もが自分らしく豊かに暮らせるまちづくり 一人ひとりが尊重され、どのライフステージにおいても、 健やかに自分らしく豊かに暮らしていけるまちづくりを進めます。 2. いのちと暮らしを守る強くしなやかなまちづくり 戦争や紛争、自然災害、犯罪などによっていのちと暮らしが脅かされることのない、 強くしなやかなまちづくりを進めます。 3. 変化に対応した快適な暮らしを支えるまちづくり 目まぐるしい時代の変化に対応しつつも、まちの歴史や個性が尊重され、 誰もが心地よく快適に暮らしていけるまちづくりを進めます。 4. 環境に優しい自然と共生したまちづくり 地球環境への負荷軽減を図りながら、 豊かな自然を守り、生かすことで、人と自然が共に生きるまちづくりを進めます。 5. 多彩な文化と活気が織りなす魅力あふれるまちづくり この地が刻んできた歴史やまちに息づく文化、 そして、市民を主体とした様々な活動から生まれる活気がまちの魅力となり、 多くの人々が集うまちづくりを進めます。

9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
多様性社会	平和・国際交流	危機管理・防災・減災	消防	防犯・市民安全	交通安全	都市計画・土地利用	道路·交通	下水道・治水	住宅・住環境	カーボンニュートラル	自然環境·生物多様性	公園・緑地・水辺	資源循環型社会·清掃行政	生活環境	市民活動	文化・芸術	歴史・文化的資産	経済・商工業・雇用	農水産業	観光	スポーツ	情報政策	広報広聴・魅力の発信

### 基本目標1

## 01 健康・保健

#### 施策の目標

誰もが安心して健やかに暮らせる健康寿命日本一のまちを目指します。

#### 現状と課題

- 市民の平均寿命と健康寿命には差があり、健康寿命の延伸が課題となっています。健康寿命の延伸には、適正体重の維持、栄養バランスのとれた食生活、適度な運動、十分な睡眠、社会とのつながりの確保など日ごろからの主体的な健康づくりが重要です。
- がんや心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病は、日本人の死因の上位を占めています。これらの予防や早期発見には、健康診査や検診などを定期的に受診し、自らの健康状態を知ることが重要です。
- 本市では、予防接種を適切に実施する環境を確保していますが、定期接種やワクチンの種類の 増加に伴い制度が複雑化していることから、対象年齢、ワクチンの種類、接種方法などの予防 接種に関する情報を迅速に周知していくことが必要です。
- すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができる環境を実現するため、保健・医療・ 福祉・教育などの関係機関が連携し、多様なニーズに応じた支援を行える体制を整備していく ことが求められています。

#### 主な取り組みの方向性

#### (1)健康づくりの推進

所管部:企画部:保健部

生活習慣病の予防や心身の健康を維持・増進するために、主体的に健康づくりに取り組めるよう支援します。健康診査や各種がん検診、健康相談、健康教育を実施し、生活習慣病などの予防や早期発見につなげます。

- ◆ 健康管理アプリを用いた測定・運動啓発
- ◆ 健康的な生活習慣の推進
- ◆ 健康に関する正しい知識の周知・啓発
- ◆ 生活習慣病予防に関する情報提供や普及啓発及び講演会・講座の実施
- ◆ 栄養・食生活に関する相談及び講座の実施
- ◆ 歯・口腔の健(検)診や健康に関する相談の実施
- ◆ 各種相談機関の周知

#### (2)感染症対策の推進

所管部:保健部

感染症の発生及びまん延を防止するため、ワクチンに関する適切な情報を周知していくとともに、 こどもや高齢者に対し、予防接種が確実に実施できる体制を構築します。

- ◆ 感染症についての正しい知識の普及啓発
- ◆ 適切に予防接種を行うための環境整備

#### (3)母子保健の推進

所管部:こども部

妊娠・出産・産後における切れ目のない支援を強化するため、妊娠期から、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を着実に実施し、誰もが安心してこどもを産み育てられる環境を整備します。

また、病気や障がいなどを早期に発見し、こども一人ひとりの成長に合わせた子育てができるよう、 妊婦・産婦・乳幼児健診及びその後の相談体制の充実を図ります。

- ◆ 妊娠・出産における支援の充実
- ◆ 乳児期における支援の充実

# 02 こども・若者

#### 施策の目標

すべてのこども・子育て家庭、若者が幸せに暮らせるまちを目指します。

#### 現状と課題

- すべてのこどもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するため、令和5年4月に「こども基本法」が施行されました。同法では、年齢で区切らず、心身の発達の過程にある者を「こども」と定義し、若者を含むすべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。本市でもこの理念に基づき、こどもと子育て家庭、若者を支援する施策を推進しています。
- 本市では令和3年から待機児童数ゼロを継続して達成するなど、乳幼児期の教育・保育環境の 充実に努めてきました。引き続き待機児童数ゼロを継続するとともに、教育・保育の質の向上に ついても積極的に取り組んでいくことが求められています。
- すべてのこどもたちが健やかに成長し、社会で自立できるよう、障がい児、医療的ケア児、発達に 課題のあるこどもなどの特別な配慮を必要とするこどもたちに対しては、早期からそれぞれの状 況に応じた適切かつきめ細かい支援が求められています。
- 厳しい家庭環境で育つこども・若者が安心して過ごせるよう、個別のニーズに合った居場所づくりを行うとともに、こどもの権利を守り、誰一人取り残さない支援を徹底することが重要です。
- 若者が安心して生活できる基盤を整え、将来に希望を持てる社会を築くことは、少子化や貧困の 連鎖を是正することにつながり、結婚や出産、子育てを選択しやすい環境の実現にも寄与します。 それぞれのライフステージにおける選択は個人の自由であることが前提ですが、若者がそれぞれ の希望を実現できるよう、多角的な支援が必要です。

所管部: こども部

所管部: こども部

#### 主な取り組みの方向性

#### (1)地域における子育で支援の充実・保育の質の向上 所管部: こども部

すべての子育て家庭が安心して子育てできるよう、地域の人口動向を見据えた、保育施設などの適正配置を検討し、幼児教育・保育の質においても、その維持・向上に努めます。

保育サービスや地域における子育て支援施設については、制度を周知して利用を促すとともに、子育て家庭の定住促進にもつながるよう、施設の充実や需要を見極めたサービスの提供などを検討していきます。

- ◆ 保育施設などの適正配置
- ◆ 多様な保育サービスの充実
- ◆ 保育士や幼稚園教諭の確保と資質向上の推進
- ◆ 子育て相談・情報提供の充実

#### (2)特別な支援を要するこども、子育て家庭への支援

すべてのこどもたちが健やかに成長できるよう、一人ひとりに応じた支援の体制を整備します。こ どもの権利を尊重し、貧困対策や児童虐待防止、ヤングケアラー支援、ひとり親家庭や医療的ケアや発 達支援の必要があるこどもへの支援を推進します。さらに、「こども家庭センター」における、母子保健 機能及び児童福祉機能の連携・協働を深め、産前産後から子育て期において、切れ目なく包括的な支 援を提供します。

- ◆ こどもの貧困対策の推進
- ◆ こどもの食の環境の支援
- ◆ 児童虐待防止のための相談体制及び周知活動の継続
- ◆ ひとり親家庭などの自立のための相談体制及び周知活動の継続
- ◆ 医療的ケアや発達の支援が必要なこども、子育て家庭への支援
- ◆ こどもの健やかな成長のための医療費助成の拡充
- ◆ 「こども家庭センター」による包括的な支援

#### (3)こどもの居場所づくり・若者への支援

あらゆるこどもたちの寄りどころとなれるよう、地域の特性に応じた多様な居場所の整備を進めます。また、若者の結婚や定住を促進するための支援を実施します。

- ◆ こどもの居場所づくりの推進
- ◆ 「ぴあぱーく妙典COCO」などのこども・子育て家庭のための施設の運営
- ◆ 若者の結婚に向けた支援の実施

#### 基本目標1

## 03 こどもの教育

#### 施策の目標

すべてのこどもたちの学びが保障され、一人ひとりの可能性を広げるための環境の実現を目指 します。

- 一人ひとりのこどもが抱える特別な教育的ニーズが多様化・複雑化していることから、関係機関と連携し、一人ひとりのニーズに応じた教育機会の提供と必要な支援の充実が求められています。
- 社会の構造や環境が大きく変化する中で、すべてのこどもが持続可能な社会の創り手となることが求められています。こどもに必要な資質能力を育成するためには、一人ひとりが主体的に学び、個性を伸ばせる学びを提供するとともに、多様な体験や健やかな成長を促す取り組みが重要です。
- 就学前から義務教育9年間の学びを提供する制度や、それを地域ぐるみで支える体制や環境整備が求められています。こどもの成長を見通した教育を実施するためには、幼児教育から義務教育といった学校区分に関わらず、学びと育ちの連続性を大切にした教育を推進するとともに、家庭・学校・地域が一体となって、こどもの豊かな人間性を育むことが重要です。

#### (1)誰一人取り残さない教育

所管部:教育振興部·学校教育部

こども一人ひとりの能力や適性、属性などに応じて、個性や能力の伸長を図るため、性別や国籍、障がい、不登校経験、病気療養などに応じた教育を提供するとともに、社会的包摂の観点からすべてのこどもに教育機会と活躍の場を提供できるよう必要な支援を行います。

- ◆ 多様な学び手のニーズに応じた教育
- ◆ 特別な教育的ニーズに応じた教育

#### (2)一人ひとりの可能性を広げる教育

所管部:教育振興部·学校教育部

こども一人ひとりの可能性を最大限に伸ばし、必要な資質能力を育成するため、確かな学力、豊かな人間性、それを支える健康な心と体を育みます。

個別最適な学びを提供するとともに、こどもたちが互いの多様性を認め、高め合う協働的な学びの機会を確保します。また、デジタル社会に対応するための教育を推進するとともに、研修を通じて、教員の指導力の向上を図るなど、指導・運営体制を充実していきます。さらに、教育の充実と環境改善を図るため、学校施設の計画的な整備を行います。

運動や食を通じて健やかな体を育成するとともに、社会全体でこどもの成長を支えるため、今後も 安心で充実した学校給食を提供するとともに、無償化の継続に努めます。

- ◆「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実
- ◆ 調和のとれた学びの充実
- ◆ ICT の活用推進
- ◆ 学校施設の計画的な整備
- ◆ 運動を通じた健やかな体の育成
- ◆ 安心で充実した学校給食の提供
- ◆ 学校給食費の無償化

#### (3)豊かな人間性を育む教育

所管部:教育振興部·学校教育部

多様な人との関わりの中で豊かな人間性を育むため、学びと育ちの連続性を大切にした教育を推進し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を家庭・幼保小・地域が共有するとともに、関係部署と連携して幼児期の教育から小学校教育へのなめらかな接続を図ります。また、学校教育においては、義務教育 9 年間を見通して、こどもに必要な資質・能力を育成するため、小中学校間の円滑な接続と連携を図り、小中一貫教育を一層推進していきます。地域と学校の連携・協力体制を更に強化するため、学校運営協議会や地域学校協働本部の体制整備を行うことで、「地域とともにある学校づくり」や「学校を核とした地域づくり」の実現を図ります。

- ◆ 学びと育ちの連続性を大切にした教育
- ◆ 社会との連携を大切にした教育

#### 基本目標

## 04 生涯学習

#### 施策の目標

誰もが生涯を通じて学び続けられるまちを目指します。

- 人生 100 年時代の到来や働き方改革を背景に、社会人の学び直し(リカレント教育)をはじめとして、生涯を通じていつでもどこでも自由に学ぶことができる環境の整備が求められています。また、地域コミュニティが希薄化する中で、学びを通じてつながりをつくり、地域課題の解決に向けて協力し合える基盤を強化していくことも重要となっています。
- 本市では、地域の身近な学習拠点となる公民館において、多様な講座を主催するなど、多くの学びを提供しています。一方で、利用者が固定的となっていることから、より多くの市民が生涯学習に興味を持ち、参加できるような企画の立案や開催方法、周知方法の検討を行っていく必要があります。
- ◆ 本市は、市内大学と包括連携協定を結んでおり、地域連携の一環として、「いちかわ市民アカデミー講座」の開講や図書館の相互利用の実施など、市民の生涯学習を推進しています。このように、数多くの教育機関が集積する文教都市としての強みを生かし、市民のニーズに応じた、多様な学びの場を積極的に提供していくことが重要です。

#### (1)生涯を通じて学び続けられる学習環境の実現

所管部:企画部·教育振興部

誰もが生涯を通じて学び続けられる環境を整備するため、幅広い対象者に向けたテーマの講座の 企画や開催形式の工夫、周知による受講しやすい環境づくりを推進し、公民館や図書館、博物館など の社会教育施設の有効活用を図ります。また、地域や学校との連携を進めることで、教育資源を効果 的に活用し、学習支援の充実を図ります。さらに、学びの成果を地域課題の解決にもつなげていける よう地域活動の核となり得る人材の育成にも取り組みます。

- ◆ 生涯学習機会の充実
- ◆ 公民館や図書館などの社会教育施設を活用した地域の学習拠点づくり
- ◆ 社会教育と学校教育との連携を通じたこどもの成長サポート
- ◆ 地域活動の核となり得る人材の育成

#### (2)大学と連携した学習機会の提供

所管部:企画部·教育振興部

大学の持つ豊かな学習環境の中で、市民が多様な知識を習得できるよう、講座の実施に際し、各校と協議して取り組みます。また、市立図書館と大学図書館の相互利用を推進します。

- ◆ 大学との包括連携協定に基づく生涯学習の推進
- ◆ 図書館の相互利用の推進

#### 基本目標

### 05 地域福祉

#### 施策の目標

誰もが社会から孤立することなく、多様な主体との関わりの中で、つながり支え合う「地域共生社会」の実現を目指します。

- 人と人とのつながりの希薄化や地域の支え合いの基盤の脆弱化が問題となる中、地域住民などが支え合い、誰もが住み慣れた地域で安心して、自分の望む生活を送ることができる「地域共生社会」の実現が求められています。
- 本市では、平成13(2001)年度から、「地域での支え合い」、「身近な場所での相談」、「行政の組織的な受け皿体制」の3つの骨格に基づく、地域福祉の仕組みである「地域ケアシステム」を推進しています。地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながるように、地域課題の解決に向けた担い手の確保や育成に取り組むとともに、地域や関係機関と連携した活動の更なる充実が必要です。
- 地域からの孤立、ひきこもりやダブルケア、ヤングケアラー、8050問題など、従来の制度や分野の枠の中には当てはまらない地域福祉における課題が顕在化しています。「介護」、「障がい」、「子育て」、「生活困窮」の各分野の相談支援を生かしつつ、こうした「複雑化・複合化した支援ニーズ」や「制度の狭間にある課題」に対応するため、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制の更なる充実が求められています。

#### (1)地域共生社会への意識醸成

所管部:福祉部

すべての市民が地域での支え合いに関心を持ち、それぞれの役割を担うため、研修や講座の開催などを通じ、地域共生社会の実現に向けた認識を深める機会を提供します。また、民生委員などを通じて、必要な人に必要な情報を届けるとともに、広報紙や SNS などの様々なツールを通じて、地域共生に関する情報を必要とする市民に提供できるよう体制を整備します。

- ◆ 地域福祉に関する情報の提供
- ◆ 地域共生社会に向けた意識の啓発

#### (2)支え合いの地域づくり

所管部:福祉部

所管部: 福祉部

多様な主体の参加による福祉コミュニティの充実に向け、地域住民による支え合い活動などを支援します。また、人と人、人と資源が世代や分野を越えてつながるようにコーディネートを行う人材を配置し、誰もが暮らしやすい支え合いの仕組みづくり・地域づくりを推進します。

- ◆ 世代や属性に捉われない交流の場づくり
- ◆ 福祉コミュニティの充実
- ◆ 地域における防災体制充実の推進
- ◆ 社会とのつながりをつくるための支援

#### (3)包括的相談支援体制の充実

複雑化・複合化した支援ニーズや制度の狭間にある課題へ的確に対応するため、包括的な相談支援体制を充実させるとともに、多機関の協働による事例検討会などを通じて、スムーズな相互連携を促し、相談支援の質の向上を図ります。

- ◆ 属性、世代、相談内容を問わない包括的な相談支援体制の充実
- ◆ 相談支援に関わる関係者との連携体制の強化

#### 基本目標1

## 06 高齢者福祉

#### 施策の目標

高齢者が住み慣れた地域で、必要な支援を受けながら、安心していつまでもいきいきと自分ら しく暮らし続けられるまちを目指します。

- 高齢化の進行に伴い、今後、要介護者や認知症高齢者の増加が見込まれています。さらに、血縁や地縁を基盤とした支え合いの脆弱化や地域のつながりの希薄化を背景に、高齢者の社会的な孤独・孤立への対応が課題となっています。
- 切れ目ないケアを受けながら住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、「地域包括ケア」を一層推進するとともに、すべての人が高齢期や最期に向けて備えられるよう、支援体制の整備が必要になります。
- 近年、健康寿命が延伸し、生涯現役志向が社会全体に浸透している中、若年世代から高齢世代までのすべての世代の人が、それぞれの状況に応じて、「支える側」にも「支えられる側」にもなれる社会の実現が求められています。
- 自分らしく自立した生活を送るためには、健康づくりや介護予防に取り組むとともに、元気な生活を取り戻す支援を受けることが重要です。また、年齢や心身の状況に関わらず、就労的な活動や地域活動に参加することで、社会や地域とのつながりを持ち続け、生きがいを感じられる環境の整備が必要です。

#### (1)介護予防と生きがいづくりの充実

所管部:福祉部

高齢者が主体的に健康づくりや介護予防に取り組めるよう、普及啓発や「通いの場」の支援を行うとともに、外出支援の充実や、地域づくり・保健・スポーツ・生涯学習などの分野と連携を深め、社会参加を促進します。また、フレイル状態にある方に対しては、必要に応じて短期間集中的に取り組むプログラムを実施するなど、元気な生活を取り戻せるよう支援します。

- ◆ 住民主体の通いの場の充実と地域づくりの推進
- ◆ 自立支援に資する取り組みや健康づくりの推進
- ◆ 高齢者の就労や社会参加の促進

#### (2)介護サービス及び生活支援サービスの充実

所管部:福祉部

介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を続けられるよう、在宅・施設・居住系サービスの充実を図るとともに、切れ目ない在宅医療と介護の連携体制を構築し、介護を受ける本人や介護者の不安や負担の軽減を図ります。また、認知症に関する正しい理解の普及と認知症の人の意思決定を支援し、共に暮らすことができる地域づくりを進めます。さらに、多様な主体による取り組みのコーディネート機能を担い、生活支援の体制づくりを推進します。

- ◆ 介護サービスの充実と医療介護の連携推進
- ◆ 認知症施策の総合的な推進
- ◆ 地域資源の把握、ネットワーク構築、情報提供

#### (3) 高齢期や最期の備えに関する支援体制の整備

所管部:福祉部

高齢者の社会的な孤独・孤立や、それに伴う様々な課題が浮上する中、市民の誰もが安心して高齢期や人生の最期を迎えられるよう、支援体制の整備を進めるとともに、市民自身が最期の備えについて考えられるよう支援します。

- ◆ 高齢期や最期の備えに関する意識の啓発・支援体制の整備
- ◆ 人生会議(ACP:アドバンス・ケア・プランニング)の推進

## 07 障がい者福祉

#### 施策の目標

障がいのある方もない方も、一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できるま ちを目指します。

- 障害者手帳の所持者数と障害福祉サービスなどの利用者数は年々増加し続けています。特に、療 育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳の所持者数が増加しており、今後も障害福祉サービ スなどの需要増が予想されます。
- 障がいのある方が住み慣れた地域の中で、自らの意思で主体的に尊厳を持って暮らし続けるた めには、多様な支援関係機関との連携や包括的に相談を受け止める支援体制の充実、支援する人 材の確保が必要になります。また、医療的ケアを必要とする方の支援体制の整備は大きな課題と なっています。
- 可能な範囲で就労しながら、自らの能力を発揮し、自立した生活を送ることは重要です。そして、 その人らしく暮らすためには、経済的自立だけではなく、地域や社会の中で自分の役割を実感す ることも大切です。
- 障がいに対する理解の促進や社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供は、共生社会の実 現のために不可欠なものになります。

#### (1)生活支援の充実・相談支援体制の整備

所管部:福祉部

障がいのある方が地域で安心して生活できるよう、障害福祉サービスなどの充実を図るとともに、 基幹相談支援センターや指定特定(障害児)相談支援事業所などによる、障がいのある方の相談支援 体制の整備を進めます。

- ◆ 意思疎通の支援、移動支援の充実
- ◆ 基幹相談支援センターの拡充
- ◆ 相談支援事業所の相談支援専門員の拡充
- ◆ 地域生活支援拠点等の整備
- ◆ 医療費助成の充実
- ◆ 強度行動障がいのある方やその家族への支援体制の充実
- ◆ 医療的ケアを必要とする方やその家族への支援体制の充実

#### (2)就労・社会参加の促進

所管部:福祉部

施設での日中活動や、通所施設における福祉的就労、自立のための一般就労などを充実させることにより、本人の意思に添った社会参加を促進します。

- ◆ 就労支援
- ◆ 地域活動支援センターの運営支援

#### (3)差別解消、障がいの理解促進・啓発

所管部:福祉部

障害者差別解消法に基づき、社会的障壁の除去に向けた必要かつ合理的な配慮を行うとともに、市公式 Web サイトでの情報発信や障害者週間などの機会を通じて、障がいに対する理解の促進や啓発を図ります。

- ◆ 障がいを理由とする差別の解消の推進
- ◆ 障がいの理解の促進、啓発
- ◆ 福祉教育の推進
- ◆ 障害者虐待防止

#### 基本目標1

## 08 社会保障·生活困窮者

#### 施策の目標

誰もが安心して、安定した生活を送れるまちを目指します。

- 社会保障制度は、市民の安心や生活の安定を支えるセーフティネットとして重要な役割を担っています。近年の高齢化の進展に伴い、社会保障費は増加傾向にあり、現役世代の負担増が問題視されていることから、持続可能な社会保障制度の構築が求められています。
- 国民健康保険は、加入者の高齢化や医療の高度化に伴い、医療費の増加が見込まれることから、 将来にわたって安心して医療を受けることができるよう、今後も安定的な運営が求められていま す。
- 経済的な困窮をはじめ、就労・心身の状況、住まいの確保、家族・家計の状況、社会的孤立など課題は複雑で多様化している中、生活困窮者や生活保護受給者が増加し続けています。生活困窮・生活保護から脱却し、安定した生活基盤を維持できるように、自立支援策を強化し、社会的・経済的な自立に向け、個々の状況に応じた支援を行うとともに、「貧困の連鎖」を防止することが重要となります。

#### (1)安心して暮らせる社会保障の充実

所管部:福祉部・保健部

国民健康保険の安定した運営を目指すため、特定健康診査や特定保健指導を通じた国民健康保険 被保険者の健康づくりを支援し、生活習慣病の発症・重症化予防による医療費の適正化を図ります。 国民年金制度の普及を目指すため、広報などを通じた啓発を行います。

市民一人ひとりの最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するため、生活保護制度の適正な運用を図ります。

- ◆ 国民健康保険の安定した運営
- ◆ 広報などを通じた国民年金制度の周知
- ◆ 生活保護制度の適正な運用

#### (2)生活困窮者への支援

所管部:福祉部

生活困窮世帯の生活の安定と自立を確保するため、その世帯が抱える複合的な課題に応じた相談 支援を行うとともに、継続的な伴走型支援を行いつつ、関係機関や地域で活動する支援者などと連携 し、包括的に支援する体制の充実を図ります。さらに、路上生活者や不安定居住者の社会復帰に向け、 一時居宅や医療機関の受診などを支援するとともに、状況に応じた支援体制の充実を図ります。

- ◆ 相談者の課題に対応した支援計画の作成及び実施
- ◆ 社会的・経済的な自立を実現するための社会資源の拡充

# 9 多様性社会

#### 施策の目標

個人の尊厳が尊重され、互いに多様性を認め合い、すべての人が自分らしく暮らせるまちを目指します。

- 本市には、性別、性自認、性的指向、国籍、人種、民族、年齢、障がいの有無など様々な背景をもった方々が暮らしています。誰もが互いの多様性を認め合い、自分らしく生きることのできる多様性社会の実現が求められています。
- 近年、性差に起因する貧困や格差などの問題、ハラスメント、インターネット上の人権侵害、 LGBTQ+(性的マイノリティ)に対する偏見や差別、DV や虐待など、人権に関する多種多様な問題が顕在化しており、社会全体の課題となっています。
- 本市では、性自認・性的指向に関わらず、お互いの多様性を認め合う社会を実現するため、 LGBTQ+への理解促進を図る講座の企画運営や情報紙の発行などを行っていますが、理解 が十分に広まったとはいえません。誰もが自分らしく暮らしていくためにも、LGBTQ+への理 解不足の解消に向けて更なる啓発を行う必要があります。
- 男女の不平等感や固定的性別役割分担意識の解消に至っていない状況を鑑み、男女共同参画社会の実現に向けて、女性の地位向上や男性の家庭参画の促進に取り組んでいくことが求められています。
- DV の事案が複雑・多様化しており、虐待と DV の複合ケースや外国籍の方が被害に遭うケースなどが見られます。DV 防止と被害者の保護・自立支援に向けて各関係機関と連携した対応が求められています。

#### (1)多様性社会の実現

所管部:総務部

互いの多様性を認め合い、自分らしく生きることのできる社会の実現のため、男女共同参画や LGBTQ+などに関する理解を促進する啓発活動など、各種施策の充実を図ります。

- ◆ 多様性を認め合う意識づくり
- ◆ パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の運営や周知
- ◆ あらゆる分野への男女共同参画の促進

#### (2)人権の尊重

所管部:総務部

すべての市民が人権尊重の意識を持ち、互いを思いやることのできる社会の実現のため、人権啓発事業を推進します。また、DV などによって困難な状況にある方や、犯罪被害者とその家族など、各相談者に寄り添った支援を行います。

- ◆ 人権意識の普及高揚
- ◆ 相談・支援体制の充実

### 基本目標1 基本目標2 基本目標5 10 平和・国際交流

#### 施策の目標

国籍や民族、文化的な違いを超えて相互理解を深め、誰もが平和に安心して暮らせるまちを目指します。

- わが国は戦後80年を経過しましたが、世界では依然として多くの地域で紛争が発生しています。これに伴い、政治的・経済的分断への懸念が高まっており、平和の大切さを再認識しようとする動きが活発化しています。
- 本市は、昭和 59(1984)年 11 月 15 日に「核兵器廃絶平和都市宣言」を行い、核兵器の廃絶・生命の尊厳・恒久平和の確立を訴えてきました。市民の約 9 割が戦後生まれの戦争を知らない世代となった今、改めて、平和の大切さを呼びかけていく必要があります。
- 本市は、世界の5都市(アメリカ合衆国/ガーデナ市、中華人民共和国/楽山市、インドネシア共和国/メダン市、ドイツ連邦共和国/ローゼンハイム市、フランス共和国/イッシー・レ・ムリノー市)と親善交流を目的とした姉妹・友好都市やパートナーシティ提携を結んでいます。これらの都市と多様な分野で交流することで、相互理解や多文化共生の意識を醸成し、ひいては、国際平和の実現につなげていくことが重要です。
- 令和7(2025)年5月1日現在、本市の在住外国人数は、約2万3千人(116か国・地域)にのぼり、これは市の総人口の約4.6%を占めています。今後も在住外国人数の増加が見込まれていることからも、お互いの文化や習慣を尊重し合い、地域社会を共に担う多文化共生が重要となっています。また、在住外国人の方が地域で安心して生活できるよう必要な支援を講じることも求められています。

#### (1)平和意識の高揚

所管部:総務部

戦争を知る世代が少なくなる中、恒久平和に対する市民意識の高揚と定着を図るため、核兵器の恐ろしさや戦禍の実相を学ぶ機会を充実させるとともに、より多くの市民が平和の大切さについて考える契機となるようなイベントなどを実施します。

- ◆ 平和啓発の資料展示や学習機会の充実
- ◆ 戦争体験者による講話、証言映像の活用
- ◆ 平和に関するイベントの開催

#### (2)国際感覚の醸成

所管部:文化国際部

姉妹・友好都市などとの公式代表団及び市民団の相互訪問を継続するとともに、青少年交流や文化 交流などの促進を図ることで市民の国際感覚を醸成します。

- ◆ 公式代表団及び市民団の国際交流活動の継続
- ◆ 青少年代表団の交流促進
- ◆ 姉妹・友好都市を紹介するイベントの開催

#### (3)在住外国人への支援

所管部:文化国際部

日本語ボランティア教室を充実させていくとともに、生活に必要な情報が確実に伝わるように多言語での情報発信や「やさしい日本語」の普及啓発に取り組みます。また、市民を中心とした異文化理解に関わる様々な活動を支援します。

- ◆ 日本語ボランティア教室の充実
- ◆ やさしい日本語の普及啓発
- ◆ 在住外国人と地域をつなぐ市民活動の支援

#### 基本目標1 基本目標2

### 11 危機管理·防災·減災

#### 施策の目標

自助・共助・公助それぞれが連携した災害に強いまちを目指します。

- 本市は、地震発生時における北部のがけ崩れ、中部や南部の旧市街地での建物倒壊や火災、南部の液状化などのリスクを抱えています。一方、水害発生時においても北部のがけ崩れ、中部の河川の洪水、南部の高潮による浸水被害など、各地域で様々な災害リスクを抱えています。加えて、都市部特有の大規模な帰宅困難者の発生も懸念されています。
- 千葉県では、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率が約60%と想定されています。また、地球温暖化による異常気象で、年々、台風や線状降水帯などの水害も大規模化しています。本市においても、将来必ず発生するとされる大規模災害から、自分や家族の生命・身体・財産を守るためには、市民一人ひとりが災害を自分事として捉え、自助の対策を進めていくことが重要です。
- 災害の発生により被災生活となった場合には、周りの方との助け合いが非常に重要となることから、日ごろからコミュニティの構築を進める必要があります。地域の防災訓練などの実施回数は増加傾向にありますが、参加率の向上が課題となっており、地域住民が主体となった共助による防災対策を推進していく必要があります。
- 市民の生命・身体・財産を守る使命をもつ行政として、災害に対して、あらゆる備えを講じる必要があり、国土強靭化地域計画に基づき、ソフト・ハードの両面から総合的な取り組みを進めていくことが重要です。また、市単独では対応ができない事案に備え、事業者や関係団体、他自治体との連携強化を図り、危機管理体制を整えていく必要があります。

#### (1)多様な災害リスクへの対策

所管部:危機管理室

効果的な災害応急対策を実現するため、緊急輸送道路や避難所などの確保、高潮・洪水対策としての水門や排水機場の整備、調節池や雨水貯留施設の強化など、災害時の被害を最小限に抑えるインフラ整備を計画的に実施します。また、地域ごとの災害リスクを可視化した防災カルテやハザードマップの活用、帰宅困難者対策や避難行動要支援者への個別避難計画の推進などを行い、市民が自ら備える力を高めます。また、避難所においては災害関連死を防ぐための環境整備や想定される避難者数に応じた物資の備蓄を進め、複合災害への対応力を強化します。

- ◆ 緊急輸送道路や避難所などの確保、排水機場の整備
- ◆ 防災カルテ・ハザードマップの活用によるリスクの見える化
- ◆ 帰宅困難者一時滞在施設の確保と情報提供体制の強化
- ◆ 要配慮者への支援体制強化(個別避難計画の推進)
- ◆ 避難所環境の整備と想定避難者数に応じた物資の備蓄

#### (2)自助・共助を基本とした地域防災力の向上

所管部:危機管理室

地域防災力の向上のため、市民一人ひとりの防災意識を高める啓発活動を強化するとともに、自治会などに対し積極的な情報発信を行い、訓練や講話、自主防災組織への支援、地域防災リーダーの育成を実施します。また、災害時には、避難所を円滑に開設できるよう、小学校区防災拠点協議会の活動促進を図り、避難所運営体制を整えます。

- ◆ 訓練・講話などによる防災意識の啓発
- ◆ 地域防災リーダー、自主防災組織の育成強化
- ◆ 小学校区防災拠点協議会の活動促進

#### (3)危機管理体制の推進

所管部:危機管理室

災害発生時の被害を最小限にするため、関係機関との連携や備蓄品の充足、訓練や計画の策定を行います。国民保護については、千葉県と連携した実働訓練の実施を検討します。

- ◆ 総合的な減災対策の推進
- ◆ 訓練などによる職員の災害対応能力の向上
- ◆ 関係機関との連携強化(民間及び他自治体との協定)
- ◆ 女性の視点から災害への備え、避難所運営や被災者支援のあり方、復旧対策について検討
- ◆ 備蓄品の見直し

#### 基本目標1 基本目標2

## 12 消防

#### 施策の目標

市民の生命・身体・財産が守られるまちを目指します。

- 消防には、火災や交通事故から、自然災害、テロ災害などの特殊な災害まで、複雑多様化する事案に的確に対応していくことが求められています。さらに、首都直下地震や大型化する台風など、市内全域に甚大な被害をもたらす災害の発生が危惧されていることから、これまで以上に高度な知識・技術の習得や消防活動体制の強化を図ることが求められています。
- 市内の出火件数はこれまで減少傾向にありましたが、令和6(2024)年は前年より増加しています。その中で建物火災が半数以上を占め、たばこや電気機器、コンロから出火するケースが多いことから、これらの適切な取り扱いについて周知し、住宅防火を推進することが求められています。
- 救急出動件数はほぼ一貫して増加傾向にあります。高齢化に伴い、今後も救急需要の増加が見込まれることから、救急活動における現場滞在時間及び総活動時間の短縮を図り、傷病者が早期に医療の提供を受けることができるよう体制を整える必要があります。また、AED の普及が進む中で、救急現場に居合わせた人(バイスタンダー)による応急手当の実施率の向上が必要です。
- 地域に密着した活動を行う消防団は、市民の安全・安心を守るうえで非常に重要な役割を担っています。消防団員の減少や高齢化が進んでおり、団員の確保は喫緊の課題となっています。

#### (1)消防力の強化

所管部:消防局

複雑多様化する災害から市民の生命・身体・財産を守り、被害を最小限に抑えるため、消防人員の確保や職員全体の更なる知識・技術の習得、災害時の拠点施設である消防施設の老朽化対策、車両資機材の更新及び広域応援体制の連携強化を図ります。また、地域の安全を守る消防団員の確保、処遇改善、装備の充実及び技術力向上を図ります。

- ◆ 消防人員の確保、職員の技術向上に向けた各種訓練、研修の実施
- ◆ 消防防災施設等の整備
- ◆ 広域応援体制の連携強化
- ◆ 消防団員の確保に向けた積極的な広報活動や処遇改善、装備の充実

#### (2)火災予防の推進

所管部:消防局

火災を未然に防ぐとともに、火災発生時の被害を最小限とするため、各種イベントや広報媒体を活用した周知啓発、計画に基づく査察を実施し、引き続き火災予防対策の推進に取り組みます。

- ◆ 火災予防に関する広報活動
- ◆ 計画的な査察による防火対象物や危険物施設の適正な維持管理

#### (3)救急体制の充実

所管部:消防局

高齢化に伴い増加が見込まれる救急需要に対応するため、デジタル技術活用による救急業務の円滑化や高度化に加え、Web講習などを通じた応急手当普及活動を推進します。また、各種広報媒体の活用による救急車の適正利用を推進し、軽症率及び救急需要の減少を図ります。

- ◆ 救急現場における業務の高度化・簡素化に関する研究
- ◆ 応急手当普及活動によるバイスタンダーの育成
- ◆ 救急車適正利用の推進

#### 基本目標2

## 13 防犯·市民安全

#### 施策の目標

犯罪のない誰もが安全で安心して暮らせるまちを目指します。

- 市内における刑法犯認知件数は、平成14(2002)年をピークに減少していましたが、令和2(2020)年から横ばいとなっています。また、令和6(2024)年に市内で発生した悪質な強盗事件や被害が後を絶たない特殊詐欺などの影響で、依然として、市民の犯罪に対する不安感は拭えていない状況です。犯罪発生の抑止と体感治安の改善を図るため、市民、事業者、警察、市などが連携して総合的な防犯対策を推進していく必要があります。
- 犯罪から自分自身や家族の安全を守るためには、日ごろから防犯意識を高め、一人ひとりが自分事として防犯対策を講じることが必要です。また、犯罪を起こそうとする者を寄せ付けないまちを地域の環境面からつくっていくことも重要です。
- 防犯パトロールなどの自主防犯活動は、地域の安全・安心を守るための要であるとともに、地域コミュニティの形成においても重要な役割を果たしています。一方で、担い手の高齢化が課題となっていることから、新たな担い手の発掘・育成にも取り組んでいく必要があります。
- 昨今の高度情報化、サービスの多様化などにより、日々の生活が便利になる一方、悪質商法や特殊詐欺の手口はますます巧妙化し、幅広い年代で被害が増えています。被害の未然防止を目的としたきめ細かい情報提供と被害回復のための的確な対応が求められています。

#### (1)個人の防犯意識の向上・防犯対策の促進

所管部:市民部

定期的な犯罪発生情報の提供や防犯に関する講座の開催などにより、一人ひとりの防犯意識の向上を図るとともに、特殊詐欺被害の防止に向けた取り組みなどを行い、市民が犯罪から自らの身を守るための支援を行います。

- ◆ 防犯情報の提供・注意喚起
- ◆ 防犯講演会・出前防犯講座の実施
- ◆ 特殊詐欺被害の防止に向けた取り組み

#### (2)犯罪の起こりにくい環境の整備

所管部:市民部

地域の自主防犯活動団体などへの支援を行い、市民、警察、防犯関係団体などが連携した地域防犯体制の充実を図ります。また、街頭防犯カメラやカメラ付き防犯灯の設置を推進するなど、ハード面から犯罪が起きにくい環境を整備します。

- ◆ 自主防犯活動の支援
- ◆ 街頭防犯カメラ・カメラ付き防犯灯設置の推進
- ◆ 市民、防犯活動団体などが連携した取り組みの推進
- ◆ 犯罪のない美しいまちを実現するための環境整備
- ◆ 暴力団排除に係る取り組みの推進

#### (3)消費生活相談体制の充実

所管部: 市民部

専門的な知識を有する相談員による「消費生活相談」や、弁護士による「多重債務専門の法律相談」 などの消費者問題に対応する相談窓口の充実と周知を図り、消費者被害の未然防止に取り組みます。 また、社会情勢を反映し日々変化している消費生活相談内容に対し、適切かつ迅速に対応できるよ う、国民生活センターなどの研修を通じて専門知識を習得するなど、相談員の資質向上を図ります。

- ◆ 相談体制の充実
- ◆ 相談窓口などの周知
- ◆ 相談員の資質の向上

### 基本目標2 基本目標3

### 14 交通安全

#### 施策の目標

交通安全に関する意識が高く、道路の安全性が確保された、交通事故のないまちを目指します。

- 本市の交通事故発生件数は減少傾向にありますが、高齢化の進行に伴い高齢者が関係する事故の割合が増加しています。また、こどもや障がい者の安全確保なども課題であり、誰もが安心して外出できる環境の整備が求められています。
- 本市の交通事故発生件数のうち、約4割が自転車に関係する事故です。本市では、「市川市自転車の安全利用に関する条例」に基づき、自転車保険加入の義務化や自転車乗車用ヘルメット着用の努力義務化など、自転車の安全利用の浸透を図っています。
- 通学路においては、特に周辺の道路事情の変化に伴う危険箇所や道路施設の破損などの把握に 努め、早期に対応することが求められています。学校関係者、道路管理者、警察及び企業が連携 し、通学路における児童の安全確保を徹底することが求められます。

#### (1)交通安全に関する意識啓発

所管部:道路交通部

交通事故をなくすため、高齢者の交通安全対策、自転車の安全利用、飲酒運転の根絶について、警察や関係機関・団体と連携した街頭啓発や広報紙などによる情報発信を行い、普及浸透を図ります。 また、児童が交通事故に巻き込まれないよう、児童交通安全教室などで交通安全教育を実施します。

- ◆ 市民総参加でつくる交通安全の推進
- ◆ 交通安全に関する普及啓発活動の推進
- ◆ 地域でつくる高齢者交通安全対策の推進
- ◆ 自転車の安全利用の推進
- ◆ 飲酒運転の根絶
- ◆ 交通安全教育の推進

#### (2)安全な歩行空間・自転車走行環境の整備

所管部:道路交通部

歩行者と自転車が安全で快適に利用できる交通環境を整備するため、「市川市交通バリアフリー基本構想」に基づく重点地区のほか、国がバリアフリー法に基づき指定した特定道路の整備や道路の拡幅を図ります。また、自転車走行空間ネットワーク整備計画に基づき更なる整備を進めます。無電柱化については、優先整備路線の整備を推進します。

- ◆ 道路の改良・拡幅
- ◆ バリアフリー化の検討
- ◆ 自転車走行環境の整備
- ◆ 無電柱化による快適な歩行空間の形成

#### (3)通学路の安全性向上

所管部:学校教育部

安全な通学路を整備するため、学校へのアンケート調査などにより、危険箇所の把握に努め、児童や保護者、学校関係者へ向けて各種媒体を通じて周知します。また、学校、道路管理者、警察、企業が参加する合同点検を実施し、明らかになった危険箇所への対策の検討や、対策を講じた後の実態調査を行い、更なる改善に努めます。さらに、自転車の乗り方に対する安全教室など、各学校のニーズに合わせて、通学の安全の更なる向上を図ります。

- ◆ 関係機関と連携を強化した通学路の安全対策の向上
- ◆ 児童、生徒の安全に対する意識を高めるための安全教育の推進

#### 基本目標2 基本目標3

## 15 都市計画・土地利用

#### 施策の目標

利便性·安全性と自然とのバランスがとれた都市環境と個性豊かな景観がある魅力あふれるまちを目指します。

- 本市は、都心に近接した好立地であると同時に、多くの自然に恵まれ、また様々な産業が集積した 利便性の高い土地利用が図られています。このような強みから、市内の総人口は増加傾向にあり、 住宅地は拡大を続けています。一方で、緑地などの自然や商業地は減少しており、住環境の質、生 活利便性の低下などが懸念されています。
- 古くから市街地が形成されている八幡・市川地区などは、防災上の課題を有するほか、行徳地区では、土地区画整理事業から約50年経過し、老朽化が進む建物などは更新時期を迎えています。今後は、良好な住環境の維持、生活利便性や防災性の向上などに配慮し、魅力ある市街地形成を図っていく必要があります。
- 市街化調整区域では、無秩序な開発行為を抑制し、農地・緑地などを適切に保全するとともに、周辺 環境に変化が見込まれる場合は、それに対応した適切な土地利用が必要となります。
- 今後、首都直下地震などの大規模災害の発生が予期されていることから、平時から、災害の発生を 念頭におき、減災や復興の視点からも都市計画を検討していく必要があります。
- 本市には、固有の歴史を生かした景観、多彩な個性のあるまち並み、恵まれた自然景観が存在し、今後も、それぞれの特性に配慮しつつ、心地良い景観を残していく必要があります。また、昭和40年代から整備が進んだ公共施設については、今後老朽化が進むことから、建替え・改修などの機会を捉えて、良好な景観誘導を図ることが重要となります。

#### (1)適切な土地利用による魅力あるまちづくり

所管部:街づくり部

魅力あふれる都市空間を創出するため、にぎわいと活気のある拠点形成や、良好な住環境と生活利便性に配慮した住宅地づくりなど、地域特性に配慮したまちづくりを進めるとともに、都市インフラの老朽化などを踏まえ、既成市街地の計画的な再整備を進めます。また、将来的な人口動態、都市基盤の整備動向などを考慮のうえ、市街化調整区域の適切な土地利用誘導を図ります。さらに、大規模災害の発生に備え、長期的な視点から、被害の軽減や迅速な復興が可能となるような土地利用及び都市基盤整備を進めます。

- ◆ 地域特性に配慮したまちづくり
- ◆ 既成市街地の計画的な再整備
- ◆ 市街化調整区域における適切な土地利用
- ◆ グリーンインフラの活用
- ◆ 災害の発生を念頭に置いた土地利用・都市基盤整備

#### (2)まちの個性に彩られた景観の形成

所管部:街づくり部

寺社や文化施設を核とした風情あるまち並み、都市の顔にふさわしいにぎわいある駅前、緑の多い落ち着いた住宅地、梨畑や海辺の自然環境など、様々なまちの個性に配慮した良好な景観形成を、市民との連携のもとで進めます。

- ◆ まちの個性に配慮した良好な景観形成
- ◆ 自然環境を生かした景観形成
- ◆ 市民·事業者による自主的な景観形成への支援

# 16 道路·交通

#### 施策の目標

道路・交通の利便性・安全性が高く、快適に移動できるまちを目指します。

- 道路は、人々の生活や経済活動に密着した身近な都市基盤です。高度経済成長期以降に整備された道路が老朽化し、計画的な維持管理が重要となっています。
- 本市では、街道沿いに都市化が進み、鉄道駅を中心に市街地が発展してきた結果、中心市街地周辺では慢性的な渋滞と安全性の低下が生じています。渋滞の解消、災害時の避難経路の確保及び自転車利用者と歩行者の安全で快適な交通環境の実現のため、都市計画道路や自転車走行空間を整備していく必要があります。
- 現在、旧江戸川をまたいで都内につながる(仮称)押切・湊橋や市北部から成田空港方面につながる北千葉道路の整備事業などが進められており、広域交通網の更なる充実が予定されています。
- 近年、バス路線をはじめとした既存の公共交通は、乗務員の担い手不足に加え人件費、燃料費、 資材価格などの高騰により安定的な運行の継続が困難となり、路線の廃止や減便が行われてい ます。これにより移動が困難となる地域が生まれ、日常生活の移動が不便になることが危惧され ています。地域の交通を持続可能な形で維持するためには、既存路線の維持・再編だけでなく、バ ス路線に代わる新たな移動手段の柔軟な検討が求められています。

#### (1)道路交通網の充実

所管部:道路交通部

広域道路交通網の形成と災害時の避難路や緊急輸送道路としての機能強化を図るため、北千葉道路、(仮称)押切・湊橋の早期完成を促進します。また、「市川市自転車走行空間ネットワーク整備計画」に基づき、安全で快適な自転車走行空間の整備を推進します。

- ◆ 都市計画道路の整備
- ◆ 自転車走行空間の確保

#### (2)道路の安全性の確保

所管部:道路交通部

道路の機能向上により安全性を確保するため、市道0128号などの道路拡幅、優先整備路線である市道0104号、0128号、0216号及び0220号の無電柱化のほか、幹線道路の計画的な修繕を推進します。

- ◆ 既存道路の改良·拡幅
- ◆ 無電柱化の推進
- ◆ 道路舗装の維持補修

#### (3)公共交通の充実

所管部:道路交通部

公共交通の利便性を高め、運行を維持確保するため、コミュニティバスの運行計画の見直しを進めるとともに、利用促進を図ります。また、路線バスの廃止や減便により移動が不便になった地域については、代替の移動手段を検討します。

- ◆ 公共交通の利便性向上
- ◆ コミュニティバスの利用促進
- ◆ 公共交通を補完する移動支援の充実

### 基本目標2 基本目標3 基本目標4

## 17 下水道·治水

#### 施策の目標

衛生的で快適かつ安全な下水道施設が整備され、健全な水循環が行われているまちを目指します。

- 下水道施設は、衛生的で快適な市民生活を守り、川や海などの水質を保全するための重要な社会基盤です。本市では公共用水域の水質保全を目的として下水道整備区域の拡大を進めていますが、下水道普及率は令和6(2024)年度末時点で80.2%と更なる整備が必要となっています。整備済みの区域においては、早期の接続により水洗化人口を増やしていくことが事業経営上の課題となっています。
- 近年、気候変動の影響による豪雨の激甚化・頻発化が顕著になっており、流域ぐるみでのハード・ ソフトー体的な取り組みが重要になっています。本市では都市型水害が頻発していることから、整 備優先区域に位置付けられている市川南地区や高谷・田尻地区の幹線管渠やポンプ場の整備に よる浸水対策が喫緊の課題となっています。また、保水・遊水機能の維持や雨水貯留・浸透など市 街地の雨水流出抑制の更なる促進も健全な水循環にとって重要な役割を担っています。
- 本市では昭和30年代から下水道整備に着手してきたことから、下水道施設の老朽化に伴う適切な維持管理や更新が必要になっています。今後、ますます老朽化施設の増加が見込まれることから、更なる計画的な更新やそれにあわせた地震対策が課題となっています。
- 本市の下水道事業は、平成30(2018)年 4 月に公営企業法を適用し、独立採算性を目指しています。物価変動や人口動態といった社会情勢の変化を踏まえたうえで、経営の効率化などに取り組み、将来にわたって安定的に運営を行っていく必要があります。

#### (1)快適な暮らしにつなげる下水道普及の向上

所管部:下水道部

効率的な下水道処理区域の拡大に向けて、最適な施工箇所の設定や発注手法などの検討を行い、 市北部地域を中心に残る下水道未普及地域の整備を推進します。また、下水道が整備された地域を中 心に早期の接続を促すことで、衛生的で快適な生活環境の拡大を目指します。

- ◆ 下水道処理区域の拡大
- ◆ 早期の下水道接続の促進

#### (2)安心な暮らしを守る治水対策の推進

所管部:下水道部

大雨時の浸水被害を防ぐため、雨水排水施設の整備を進めるとともに、集中豪雨に伴う局地的な浸水対策にも取り組みます。また、市民・事業者に雨水貯留・浸透施設の設置を促すとともに、本来有する保水・遊水機能を維持することで、市街地からの雨水流出抑制にあわせて水循環の健全化に資するよう、市民と行政が一体となった総合的な治水対策を進めます。

- ◆ 雨水排水施設の整備
- ◆ 保水・遊水・貯留浸透の機能向上
- ◆ 水循環の向上に資する市民啓発

#### (3)暮らしを支える施設の安全対策の推進

所管部:下水道部

市民生活を支える重要な下水道施設を、将来にわたり健全に維持するため、定期的な調査によって施設の状況を的確に把握し、損傷に対して早期対応を図ります。また、「市川市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、施設の計画的な長寿命化を図るとともに、発生リスクが高まる首都直下地震への対応など、下水道施設の安全対策を進めます。

- ◆ 老朽化する下水道施設の計画的な対策の推進
- ◆ 地震対策の推進
- ◆ 施設の適切な維持管理

#### (4)経営基盤の強化

所管部:下水道部

下水道事業を将来にわたって安定的かつ持続可能な経営とするため、「市川市下水道事業経営戦略」に基づき、民間活力の活用も視野に入れた経営の効率化を進めます。また、水洗化人口の増加や 適正な下水道使用料収入の確保などにより、事業を支える財政基盤の健全化に取り組みます。

- ◆ 民間活力の活用
- ◆ 定期的な下水道使用料改定
- ◆ 水洗化人口の増加

### 

## 18 住宅・住環境

#### 施策の目標

快適で安全な暮らしができる良好な住環境のまちを目指します。

- 少子高齢化、自然災害の激甚化・頻発化、地球温暖化、DX など社会環境が変化する中、高齢者や子育て世帯などの住みやすさ、防災性の向上、脱炭素化、新しい生活様式などに対応した良質な住まいと市街地の形成が求められています。
- 本市で把握する空き家数は、増加傾向にあり、その一部は適切に管理されず、周辺環境へ悪影響を及ぼしています。さらに、市内には、築40年を超える高経年マンションも多く存在することから、空き家やマンションに関する対策を適切に進めていくことが必要となっています。
- 単身世帯の増加や持ち家率の低下などを背景に、高齢者や低所得者などの住宅確保要配慮者 の賃貸住宅への入居需要が高まることが見込まれています。また、市営住宅は、老朽化が進ん でおり、耐用年数が迫る住宅も多いことから、今後のあり方を検討していく必要があります。

#### (1)多様なニーズに対応した住まいとまちづくり

所管部:街づくり部

災害の激甚・頻発化、少子高齢化、DX などの社会変化を考慮しつつ、高齢者や子育て世帯などすべての市民が、安全で快適に過ごせる住まいとまちづくりを進めます。また、カーボンニュートラルの実現に向け、環境性能に優れた住宅ストックの形成を進めます。

防災・防犯面などにおいて良好な居住環境を維持するため、住宅の空き家化の予防、空き家の適切な管理・活用などに係る対策を進めます。また、質の高いマンションストックの形成に向け、適正な維持管理と円滑な建替えに係る取り組みを進めます。

- ◆ 災害に強い住宅・住環境の形成
- ◆ 高齢者や子育て世帯などが住みやすい住宅・住環境の形成
- ◆ 環境性能に優れた住宅ストックの形成
- ◆ 空き家・高経年マンションなどに係る対策の実施

#### (2)住宅セーフティネットの確保

所管部:福祉部

住宅確保要配慮者が安心して生活を送るために、関係機関や関係団体と連携した支援や民間賃貸住宅の積極的な活用など、住宅の確保を容易にするセーフティネット制度を推進します。

また、市営住宅の老朽化が進んでいることから、計画的な維持管理などを行い、安全性や居住性の向上を図ります。

- ◆ 新たな住宅セーフティネット制度の推進
- ◆ 市営住宅の計画的な維持管理などの実施

#### 基本目標3 基本目標4

### 19 カーボンニュートラル

#### 施策の目標

地域が一体となって、カーボンニュートラルの実現を目指します。

- 地球温暖化に伴う大規模な気候変動など、世界規模での環境問題が私たちの生活に大きな影響を及ぼしつつあります。本市においても、台風や大雨などの自然災害が大きな脅威となっているほか、市内の年間平均気温と最高気温はともに上昇傾向にあります。
- 本市は、令和5(2023)年度を「カーボンニュートラル元年」とし、カーボンニュートラルの実現に本格的に取り組んでいます。令和7(2025)年1月には、いちかわクリーンエネルギー株式会社を設立し、クリーンな電力を市内に供給し、エネルギーの地産地消や地域内経済循環を高める取り組みを進めており、同年5月には環境省の第6回脱炭素先行地域にも選定されています。今後、住宅や事業所などへの太陽光発電設備の導入や建物の省エネ改修などの普及推進のための体制づくりや、製品プラスチックの資源化など地球温暖化対策の強化が求められています。
- 本市は、令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比でマイナス 50%の二酸化炭素排出量の 削減目標を掲げています。令和3(2021)年度の排出量はマイナス12%に留まっており、今後は 大幅な削減が必要です。地球温暖化の進行に歯止めをかけ、次世代により良い地球環境をつなげ るためには、行政だけではなく市民や事業者が一体となって取り組んでいく必要があります。

#### 現状と課題

#### (1) カーボンニュートラルの実現に向けた取り組み 所管部:市長公室・環境部

地域で排出される二酸化炭素を削減するため、市民や事業者に対し、創エネ・省エネに関する各種補 助を実施するとともに、製品プラスチックの分別回収による資源化、いちかわクリーンエネルギー株式 会社による再生可能エネルギーの更なる活用などを通じて、エネルギーの効率的な利用を推進しま す。併せて、脱炭素先行地域としての取り組みを推進します。

- ◆ 創エネ・省エネ設備設置への補助
- ◆ 廃プラスチック類の焼却量削減
- ◆ 再生可能エネルギー利用の推進
- ◆ 公共施設における創工ネ・省エネの推進

#### (2)環境に関する意識と理解の醸成

所管部:市長公室・環境部

地球温暖化対策を市全体で推進していくため、市民や事業者が地球温暖化を自分事として捉え、省 エネや節電の必要性を理解し、自ら率先して行動するように効果的な周知・啓発を行います。また、市 民・事業者・大学などが協働し、環境活動に取り組む什組みを構築します。

- ◆ 地球環境学習の推進
- ◆ 地球環境に関する情報提供と周知啓発
- ◆ 環境フェアや市民向けの講演会、事業者向けのセミナーなどの開催

#### 基本目標3 基本目標4

### 20 自然環境・生物多様性

#### 施策の目標

すべてのいのちが尊重され、豊かな自然環境や生物多様性が保全されたまちを目指します。

#### 市川市の現状と課題

- 本市には、北部の緑地や谷津、市街地に残るクロマツ、南部の江戸川や三番瀬を擁する東京湾 奥などの貴重な自然が残っています。これらの良好な自然環境は、動植物の生息・生育の場と して重要な空間となるだけでなく、身近に自然と触れ合うことのできる場として、積極的な保 全が求められています。
- 近年、開発や気候変動などにより、生物多様性の危機が生じていることから、生物多様性の損失を止め、反転させるネイチャーポジティブ(自然再興)を目指し、生物多様性の保全・再生に向けた取り組みを進める必要があります。
- 自然環境と生物多様性に対する市民の関心と理解を高めるため、情報提供や学習機会の提供などを通して、市民が自然と触れ合う機会を創出していくことが重要です。
- 本市には、ペットの飼育やマナーに関するトラブル、飼い主のいない猫への無責任な餌やり行為など、犬や猫に関する多くの相談が寄せられており、人と動物が共生できる社会の実現に向けた課題となっています。

#### (1)自然環境の保全と生物多様性の推進

所管部:環境部

生物多様性の保全・再生に向け、モニタリング調査などにより実態を把握するとともに、調査などで 得た情報をより広く市民に公開して、生物多様性の考え方を、市民・事業者などあらゆる主体に浸透さ せます。また、緑地や水辺など、生物の生息の場の保全・再生を図ります。

- ◆ 生物多様性モニタリング調査の実施
- ◆ 生物多様性の考え方を市の施策に反映
- ◆ 生物多様性の理解を広める
- ◆ 自然共生サイトや保全緑地の拡充

#### (2)自然と触れ合える機会の創出

所管部:環境部

自然環境講座などの開催を通して、自然と触れ合う機会を創出します。講座の内容の充実や参加者の幅を広げるため、市各部門との連携を図ります。

- ◆ 自然環境講座などの開催
- ◆ 生物多様性セミナーなどの開催
- ◆ 自然共生サイトや保全緑地の活用

#### (3)動物との共生に向けた取り組み

所管部:環境部

動物愛護精神の普及を図るとともに、動物を飼うことに責任を持ってもらうため、飼い主に適正飼養を促し、狂犬病予防や所有者明示措置を推進します。また、飼い主のいない猫の増加を防止するため、不妊去勢手術費用の助成、譲渡会や地域の猫活動への支援を行います。

- ◆ 動物愛護精神の普及啓発
- ◆ 適正飼養の普及啓発
- ◆ 狂犬病の予防・鑑札またはマイクロチップの装着・猫の屋内飼養などの必要性の周知
- ◆ 飼い主のいない猫の不妊去勢手術などの助成
- ◆ 地域の猫活動支援拠点の運営

#### 基本目標3 基本目標4

### 21 公園·緑地·水辺

#### 施策の目標

公園や緑地、水辺と親しめる潤いと安らぎのあるまちを目指します。

#### 取り巻く社会状況

- 公園や緑地・水辺は、人々の生活に潤いと安らぎを与える市民の憩いの場です。そのほかにも、 都市環境の改善や運動・レクリエーションの場、地域のコミュニケーションの場、災害時の避難場 所などといった総合的な機能を有しています。
- 市内の都市公園は箇所数・面積ともに増加傾向にありますが、市民一人当たりの公園面積は、県 平均と比べ低い水準となっています。
- 緑地は、農地や樹林地などが点在する北部を中心に多く残されていますが、その面積は減少傾向にあります。緑地は、気温上昇抑制や保水機能など様々な機能を有することから、適切に保全・活用することが必要です。
- 本市は都市部にありながらも、江戸川や真間川をはじめとする9つの一級河川のほかに、湧水の豊かな大町公園や、行徳近郊緑地や東京湾・三番瀬に面した海岸など、日常的に水辺や海辺に触れ合える環境が存在しています。このような水辺空間は、都市における貴重な資源と捉え、まちの魅力の創出にも最大限活用していくことが重要です。

#### (1)魅力ある公園の整備

所管部:街づくり部

身近に遊び場や安らぎの場を持てるよう、公園の整備や既存施設の再整備・適切な維持管理を進めます。また、多様な主体との連携による公園の魅力向上を図ります。

- ◆ 公園の適正な整備
- ◆ 既存施設の再整備・適切な維持管理

#### (2)緑地の保全と創出

所管部:街づくり部

潤いと安らぎがあふれる緑豊かなまちを実現するため、地域に残された緑地の保全に努めるととも に、公共施設や民有地における緑化を進めます。

- ◆ 地域に残された緑地の保全
- ◆ 都市緑化の推進

#### (3)水辺を活用したまちづくり

所管部:街づくり部

憩いと潤いある生活空間を創出し、本市の魅力の向上を図るため、本市を流れる江戸川や真間川などの水辺を活用したまちづくりを進めます。

- ◆ 水辺のまちづくりに関する政策の調査・研究
- ◆ 水辺への関心、親しみを高める取り組みの推進

#### (4)海辺の環境の保全・再生

所管部:行徳支所

市民が親しめる海辺を取り戻し、海域の自然環境を保全・再生するための取り組みを進めます。海辺の再生・整備のため設計作業を実施するとともに、供用後の管理・運営手法について検討します。また、整備に伴う海域環境の変化を把握するためのモニタリング調査を行います。

- ◆ 漁場や自然環境の再生
- ◆ 覆砂による海辺の保全・再生
- ◆ モニタリング調査による海域環境の変化の把握

#### 基本目標4

### 22 資源循環型社会·清掃行政

#### 施策の目標

限りある資源を有効に繰り返し利用する資源循環型社会の実現を目指します。

- 地球温暖化問題や天然資源の枯渇の懸念などにより、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経 済活動から、限りある資源を効率的に利用し、循環させながら、将来にわたって持続して使い続け ていく循環型社会への転換が進められています。
- 市内に最終処分場を持たない本市にとって、ごみの発生抑制は資源循環型社会の実現に向け た取り組みの中でも最重要課題です。5R(リデュース:廃棄物の発生抑制、リフューズ:断る、リ ユース:再使用、リペア:修理する、リサイクル:再牛利用)に取り組むことで、更なるごみ減量を 進めていく必要があります。
- 近年、燃やすごみの量は、減少傾向となっていますが、未だに燃やすごみの中には、分別すれば 資源化可能なものが多量に混入している状況です。今後も分別を徹底し、資源化を促進してい くことが必要です。
- 一部の家庭ごみ集積所においては、ごみの排出ルールが遵守されていない状況であることか ら、一人ひとりが排出ルールを徹底し、地域で役割や責任を分担していくことが必要です。
- 現クリーンセンターは、老朽化による設備の不具合が多発し、修繕による突発的な支出も増大 しています。これにより、ごみの安定処理も困難になりつつあります。次期クリーンセンターで は、安全で確実なごみ処理を最優先し、最新技術の導入により発電効率を大幅に向上させ、環 境負荷を最小限に抑えることが重要な課題です。

(1)5Rの推進 所管部:環境部

「資源循環型都市いちかわ」の実現に向け、市民・事業者・市の適切な役割分担と協働により、5R に取り組みます。ごみの少ないライフスタイルや事業活動への変革を促進し、ごみの発生・排出を抑制するとともに、精度の高い徹底した分別を通じて、ごみ焼却量の削減と高度な資源化を推進します。

また、小学校への出前授業や環境イベントへの出展、広報紙の発行を通して、5R の意識向上を図るほか、ごみ分別アプリや9か国語に対応したごみ収集日カレンダーの作成など、より多くの市民に向けた普及啓発に取り組みます。

- ◆ 廃棄物の発生の抑制
- ◆ 資源の循環的な利用の推進

#### (2)廃棄物の適正処理の推進

所管部:環境部

廃棄物の不適正排出を防止するため、市民への基本的な排出ルールの周知、パトロールや排出指導などを行います。また、将来に向けて安定したごみ処理体制を確保するため、次期クリーンセンターの令和13(2031)年からの新施設稼働に向け、関係機関と連携を図りながら施設整備を進めます。また、次期クリーンセンターの稼働までの間、現施設の安定操業を維持するため、適切に機器の整備・予防保全を行います。

- ◆ 廃棄物の適正排出の確保
- ◆ 廃棄物処理施設の整備・適切な運営管理
- ◆ 次期クリーンセンターの整備

#### 基本目標4

### 23 生活環境

#### 施策の目標

安全で快適な生活環境が保たれたまちを目指します。

- わが国では、高度経済成長期に、様々な公害が社会問題となりました。大気汚染や水質汚濁、土 壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭の7つが典型7公害と呼ばれ、これまでの法令の整備によ り一定の改善が図られました。
- 本市でも、大気環境や水環境については、環境基準を満たす程度まで改善が進んできており、更なる改善に向け、引き続き大気環境等の監視・調査や事業活動に対する規制・指導を行うとともに、光化学オキシダントや生活排水への対策を進める必要があります。
- 一方、都市化の進展による過密化や住工混在化、働き方やライフスタイルの多様化などにより、騒音や振動、悪臭に関する相談件数は増加傾向にあることから、事業活動に対する規制・指導を行い、日常生活における環境負荷の低減に努めていく必要があります。
- 本市では、市民マナー条例に基づき、路上喫煙や吸い殻・空き缶などのポイ捨て、飼い犬のフンの 放置問題などに取り組んでいます。路上禁煙・美化推進地区内での条例違反行為は年々減少して きているものの、市全域における路上喫煙や飼い犬のフンの放置などの違反行為に関する要望、 苦情が絶えない状況です。また、市民マナー条例の啓発活動における担い手不足も課題となって います。

#### (1)良好な生活環境の保全

所管部:環境部

生活環境を保全し、快適で住みよい環境とするため、大気、水、土壌環境については、環境基準の達成や継続的な改善を図ります。また、騒音、振動、悪臭については、事業活動に対する調査・規制・指導とあわせて、環境への負荷が大きいと想定される一定規模以上の工場、事業場の新設に対して、事前協議を実施し、公害の未然防止を図ります。

- ◆ 大気環境の保全
- ◆ 水環境の保全
- ◆ 地質環境の保全
- ◆ 騒音、振動及び悪臭の防止
- ◆ 化学物質などの適正な管理

#### (2)安全で清潔な生活環境の保持

所管部:市民部

安全で清潔なまちとしていくため、ポイ捨て禁止に向け、市民マナー条例推進指導員による計画的な巡回を行うとともに、市民マナーの啓発に継続的に取り組みます。

- ◆ 市民マナー条例の推進
- ◆ 生活環境の保持に関する意識の啓発
- ◆ 市民一人ひとりのルールの確立
- ◆ 市民、事業者の生活環境の保持に関する活動への支援
- ◆ 市民マナーサポーターのあり方の検討

## 24 市民活動

#### 施策の目標

多様な主体が連携しながら、地域課題の解決に取り組むまちを目指します。

- 市民ニーズや地域課題の複雑・多様化などに伴い、地域が主体となって地域課題を解決していく ことがより一層重要となっています。市民活動は、防災・防犯、福祉、交通安全など市民生活に直 結する多様な分野にわたっており、地域活力の維持に必要なものです。個人の価値観や地域コミ ュニティのあり方が多様化している中、様々な人々が気軽に市民活動に参加できる方法を検討す る必要があります。
- 近年、自治会加入率は減少傾向となっています。また、一部の自治会では、若い世代の加入者 の減少による役員の高齢化も進んでおり、今後、自治会が主体的に実施しているお祭りなどの 地域イベントや防災・防犯などの様々な活動に支障が生じる恐れがあります。
- 市民活動支援センターは市民活動団体の活動の場であると同時に、市内の様々な市民活動団体の情報を得られる場でもあります。近年、市民活動支援センターの利用団体数が増加していますが、市民と団体の新たな接点を生み出し、活動参加へつなげることが課題となっています。

#### (1)地域コミュニティの活性化

所管部:市民部

市民活動への関心を高めるため、リーフレット・ポスターの配布や、イベントなどでの活動紹介など、自治会活動の周知・啓発を行うとともに、デジタル地域通貨 ICHICO の行政ポイントも活用し加入促進に取り組みます。また、自治会活動をサポートする学生ボランティアの募集などを通じて、自治会活動を支援します。

- ◆ コミュニティ意識の育成
- ◆ 自治会活動への支援

#### (2)新たなコミュニティ形成の促進

所管部:市民部

市民活動団体を対象とし、団体のニーズ・課題を考慮した講座やイベントを企画し、その中で団体の 担い手確保に向けた取り組みを検討することで、様々な人々が気軽に市民活動に参加しやすい環境の 整備を推進します。

- ◆ 市民活動に関する意識醸成
- ◆ 市民活動団体に対する適切な情報提供

#### (3)市民活動活性化への支援

所管部:市民部

市民活動の更なる活性化を図るため、市民活動支援センターにおいて作業場所の提供や市民活動 サポート用品の貸出、チラシなどの配架や Web サイト掲載による情報発信、団体からの相談の受付な ど、市民活動団体を支援し、市民に団体の活動を周知する機会を創出します。

- ◆ 市民活動団体に対する後方支援
- ◆ 市民活動支援センターの運営

#### 基本目標1 基本目標5

### 25 文化·芸術

#### 施策の目標

身近に文化・芸術に触れることができる「文化都市」の継承を目指します。

- 文化・芸術は、人々に感動や生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするものです。また、新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行という未曽有の困難と不安の中で、人々に安らぎや希望を与えるものとして、その価値が再認識されたように、文化・芸術は人々にとって必要不可欠なものであり続けています。
- 本市では、江戸川の流れと貴重な斜面林の緑、閑静な住宅地に点在するクロマツなど、水と緑が織りなす自然環境の中で、古くから文化と芸術の土壌が育まれており、「文化都市」の実現を目標とし、様々な取り組みを進めてきました。
- 文化・芸術を身近に感じられるイベントの開催や作品発表の場を創出するとともに、デジタルアーカイブの活用など新たな手法を効果的に取り入れることで、場所や時間に捉われず、市民が日常的に文化芸術に親しみ、触れられる機会の拡充を図っていく必要があります。
- 「文化都市」の実現に向け、文化芸術活動の発表機会を創出しており、今後は、将来につながる 自立的かつ持続可能な文化芸術活動を実施していくために、これまでの支援のあり方を再検討 していくほか、次世代への継承にも取り組む必要があります。

#### (1)文化芸術に触れる機会の拡充

所管部:文化国際部

市民が文化芸術を身近に感じて親しみ、参加できるよう、イベントの開催などを通して、文化芸術活動を促進するとともに、ソーシャルメディアを効果的に取り入れ、文化芸術に触れる機会を拡充します。また、心の豊かさと創造的な感性を育む場として、市立近現代美術館の開設を目指し、準備を進めます。さらに、文化施設として活用している地域の文化的資産や歴史的建造物などを今後も適切に維持管理します。

- ◆ 文化芸術行事の振興
- ◆ 市の文化施設における美術作品や文化資料などの展示
- ◆ デジタルアーカイブなどを活用した文化芸術情報の効果的な発信
- ◆ 文化芸術施設の整備・充実
- ◆ 市民、事業者、各種団体との連携拡大
- ◆ 市立近現代美術館の開設に向けた準備

#### (2)文化芸術活動への支援

所管部:文化国際部

「文化都市」を次世代に引き継いでいくため、文化芸術団体の活動支援体制の見直しを進めます。

- ◆ 文化芸術団体の連携拡大・ネットワークの強化支援
- ◆ 文化芸術活動及び成果発表の場の充実
- ◆ 若手アーティストなどの創作活動の支援、拠点整備

#### 基本目標1 基本目標5

### 26 歴史·文化的資産

#### 施策の目標

地域の貴重な歴史や文化的資産を次世代へ継承するまちを目指します。

- 本市は、かつて、国府が置かれた下総国の政治・文化の中心地であり、今も多くの史跡や寺社が点在しています。また、市内の各地域において、そこで暮らす人々の生活などを反映した特色のある「まちの文化」が受け継がれてきました。このような歴史・文化的資産は、急激な時代の流れの中においても、地域が一体となって保全し、継承していかなければなりません。
- 令和6(2024)年12月末時点で、市内の指定文化財は60件、登録有形文化財は20件となっています。文化財は市民にとってかけがえのない財産であり、後世に伝えることが重要な責務となることから、法令等に基づく指定や登録を行ったうえで、適切に保全していくことが求められています。
- 歴史・文化的資産の継承にあたっては、高齢化に伴う担い手不足が課題となっています。今後は、目的やニーズに応じた様々な手法による効果的な情報発信やイベントの展開などを積極的に行っていくことで、市民の興味関心を醸成し、担い手の発掘・育成に取り組んでいく必要があります。
- 下総国府の中心である国府台遺跡など、市内には多くの貴重な埋蔵文化財包蔵地が存在していることから、開発行為などを通じた発掘調査を数多く実施しています。これらの調査成果を、市内外に向けて情報発信し、より多くの方の興味・関心を醸成し、将来に向けた埋蔵文化財の保存や歴史の継承につなげていくとともに、まちの活性化にも生かしていくことが重要です。

#### (1)伝統文化の継承

所管部:文化国際部·教育振興部

伝統文化を次世代へと引き継ぐ人材を育成するために、市民がそれらに興味を持ち、主体的に関わることのできる機会を拡充していきます。また、無形(民俗)文化財を次世代に継承するため、維持管理に向け助成します。

- ◆ 市民主体の文化・芸術イベントによる新たな人材の発掘及び連携機会の創出
- ◆ 次世代の文化・芸術の担い手の確保
- ◆ 伝統文化の継承及び新たな文化・芸術活動への支援
- ◆ 無形(民族)文化財の維持管理に係る補助金の交付

#### (2)文化財の保護及び文化的資産の保全と活用

所管部:文化国際部·教育振興部

市内に残る貴重な文化財を未来の市民に継承するため、市川市文化財保護条例に基づき、自然・風土・歴史・文化的遺産を保護するとともに、貴重な学習資源と捉え、情報発信し、幅広い教育活動に活用します。

- ◆ 文化的資産や歴史的建造物などの情報発信と活用
- ◆ 文化財の維持管理及び修繕に係る補助金の交付
- ◆ 保存活用に向けた国指定史跡の整備
- ◆ 国府台地区周辺における埋蔵文化財発掘調査の実施
- ◆ 市公式 Web サイトの活用、文化財に関する情報の発信
- ◆ 学校の体験学習などでの活用
- ◆ 下総国府に関する周知・啓発

#### 基本目標1 基本目標5

### 27 経済·商工業·雇用

#### 施策の目標

活力のある経済基盤が確立されたまちを目指します。

- 本市の商業は、駅前周辺などを中心に小規模事業者が大半を占めており、工業は、内陸部の軽工業を中心に中小企業が多くなっています。原油高によるエネルギー価格の上昇や物価高、コロナ禍における無担保無利子融資の返済の本格化など、中小企業者を取り巻く状況は依然として厳しく、今後は適正な価格転嫁を進め、収益構造を抜本的に見直す必要がある事業者も相当数あるものと見込まれます。
- 本市経済の持続的な成長及び雇用創出を図るためには、既存事業者の事業発展とともに、起業家による新規事業の創出が不可欠です。しかし、本市の事業所新設率は近隣市より低いことから、市内で起業を目指す方を対象とした起業支援を積極的に実施する必要があります。
- 市内小売店などでは、商店主の高齢化や後継者不足などを理由とした廃業が増加し、商店会の 会員事業者数の減少、商店会自体の解散も増加傾向にあります。活力あるまちであり続けるた めには、商店会の存続及び商店街の活性化が課題となっています。
- 本市は、近隣市と比較して市民の地元購買率が低く、市民の消費が市外に流出している現状があります。令和6(2024)年度から市内全域で運用を開始したデジタル地域通貨 ICHICO は、市内の消費活性化に有効な方策であることから、更なる推進が求められています。
- 本市では、勤労者や中小企業経営者が抱えている労働問題について、社会保険労務士が相談に応じる「労働なんでも相談」を開催しており、希望者が多く拡充が求められています。また、ハローワークや近隣市との共催による再就職支援セミナー、就職面接会などを通じて、高齢者や障がい者などの就労促進を図っています。働きやすい労働環境づくりに向け、勤労者や経営者などそれぞれが必要とする情報発信が必要です。

#### (1)経営基盤の強化・経営人材の育成

所管部:経済観光部

事業者の経営基盤の安定化を図るため、資金調達力が弱い中小企業者などに対し、中小企業融資制度などを通じて支援します。また、市内における起業や事業者の経営改善などに向け、専門家のアドバイスを継続的に受けることができる相談窓口を設置します。さらに、女性に対して起業に関する知識や心構えの習得を支援する女性起業塾や、市内で起業を目指す方・起業して間もない方に向けたセミナー、交流会を開催し、起業の促進と事業の成長を支援します。

- ◆ 経営基盤の強化に向けた支援
- ◆ 経済環境の変化に応じた支援
- ◆ 起業の促進
- ◆ 経営者の育成

#### (2)地域に根差した商工業の育成

所管部:経済観光部

市内の事業者を支援し、地域経済の高揚や地域の魅力向上につなげるため、商店会が実施するイベントなどへの助成や商店街の商業環境整備、中小企業者の販路拡大への支援など、地域のニーズに基づく支援策を実施します。また、関係経済団体の商工業振興事業を支援することで、地域内経済の活性化を図ります。

- ◆ 魅力ある商店街づくりへの支援
- ◆ 中小企業者の販路拡大への支援
- ◆ 関係経済団体への支援

#### (3)地域内経済循環の構築

所管部:経済観光部

市内の消費を喚起し、地域経済の活性化を図るため、市内の加盟店でのみ利用できるデジタル地域 通貨の利用拡大を図るほか、市民活動に対するポイント付与や、カーボンニュートラル推進などに資す る「スマートポイント」についても展開し、施策の推進を図ります。

◆ デジタル地域通貨ICHICOの推進

### (4)就労支援・勤労者福祉の推進

所管部:経済観光部

様々な労働問題に関する相談に応じるため、労務管理の専門家による相談の場を提供します。また、求職者と企業をつなげる機会として、再就職支援セミナー及び就職面接会などを積極的に開催します。さらに、多様な働き方を推進するため、ハローワークなど関係機関との連携を図り、勤労者や中小企業経営者に働き方改革やワークライフバランスの取り組みなどに役立つ情報を提供します。

- ◆ 相談支援の推進
- ◆ 就労支援の推進
- ◆ 勤労者福祉の増進

# 28 農水産業

#### 施策の目標

持続可能な農水産業が展開されるまちを目指します。

- 市内の農業従事者は、高齢化や後継者不足などにより、年々減少しています。このような状況下、 市内産の梨、野菜、花きの地域ブランド化により市内産農産物の差別化を図り、積極的に PR す ることで、市内産農産物の普及や担い手にとって魅力ある農業の実現を目指していく必要があり ます。
- 農業の基盤となる農地は、環境や景観の保全をはじめ、潤いや安らぎの場を提供する貴重な緑地空間です。また、都市化が進む本市において、災害時の避難場所となる防災機能や、雨水を一時的に溜め、河川の水量を安定的に保つ治水機能など、多様な役割を担っています。現在、高齢化や担い手不足から耕作放棄地が増加しており、耕作されなくなった農地を意欲ある農業者へ集積・集約する必要があります。
- 本市では、海苔養殖、ホンビノス貝やアサリなど浅海養殖業を主とし、ほかに東京湾内でのカレイやスズキなどを漁獲する小型機船底引き網漁業などが営まれています。漁港の老朽化が激しいため、漁港の機能保全を推進していく必要があるほか、若い世代を中心に、本市の水産業の認知度を高めていくことが課題となっています。
- 農水産業を持続可能な産業として成長させていくには、生産者と市民の相互理解を深めていくことが重要です。そのためには、市民の地産地消に対する意識を高めることや、農水産業と身近に触れ合う場や機会の充実などの取り組みを推進していく必要があります。

#### (1)活力に満ちた農業の推進

所管部:経済観光部

次世代の担い手を確保し、将来にわたって安定的な経営を確立するため、農業の担い手育成支援の対象を、従来の農業後継者や新規就農者のほか法人などにも拡大し、就農相談や情報発信などの支援策を充実します。また、農業従事者の生産性・収益性の向上や、農産物の付加価値を高める取り組みを支援し、市内農業の活性化を図ります。

- ◆ 農業従事者などの育成・確保
- ◆ 農業経営の安定化
- ◆ 農作物の価値向上

#### (2)都市農地の保全

所管部:経済観光部・街づくり部・農業委員会事務局

遊休農地の未然防止のため、耕作が困難となった農家の情報把握に努め、経営意欲が高く規模を拡大したい農家とマッチングすることで、農地利用の集積・集約化を推進するとともに、生産緑地制度の活用や民設市民農園への転換の促進などにより、農地の保全を図ります。

- ◆ 農地の利用促進
- ◆ 生産緑地制度の活用

#### (3)漁業環境の整備

所管部:行徳支所

安心して水産業を継続し、安定した生産量が確保できるよう、市川漁港施設の機能保全や護岸の更新などにより、漁業環境を整備します。

◆ 市川漁港機能保全計画に基づく漁港の更新

#### (4)将来にわたる水産業の継続

所管部:行徳支所

本市の水産業を次世代へとつないでいくため、漁業者の魅力向上や、水産業に携わる人材確保・育成をサポートする仕組み、漁港を活用し水産業を活性化させる取り組み(海業)などを検討していきます。

- ◆ 水産業への支援
- ◆ 漁港を活用した水産業の活性化

### (5)農水産業への理解の醸成

所管部:経済観光部·行徳支所

市民の都市農業への理解を醸成するため、公設市民農園の運営や民設市民農園の開設を支援し、農業体験や学習の機会を提供します。また、市民により都市農業への関心を持ってもらえるよう、情報発信を充実します。

歴史ある本市の水産業への市民の理解を深めるため、水産業イベントや朝市などを通じた認知度向上や、市民が海に親しむことができる環境整備に取り組みます。

- ◆ 地産地消の推進
- ◆ 農水産業と触れ合う機会の充実・イベントの開催
- ◆ PR 活動の推進
- ◆ 新鮮でおいしい市川産の農水産物の供給
- ◆ 食育を通じた歴史の継承

### 基本目標1 基本目標5

### 29 観光

#### 施策の目標

国内外から数多くの方々が訪れる活気あるまちを目指します。

- 本市は、豊かな自然や神社仏閣に代表される歴史・文化が息づく場所など、多くの方に楽しんでいただける様々な観光資源を有しています。北部には特産品である梨畑が広がり、南部には三番瀬が広がる海辺を有するなど、季節ごとに楽しめるスポットも多く残っています。さらに、大パノラマの絶景が楽しめるアイ・リンクタウン展望施設、地元特産品の販売などで人気の高い道の駅いちかわ、自然や動物と触れ合える動植物園などの観光資源も多くあります。これらは本市を特徴づける魅力であり、個性的な観光資源として高いポテンシャルを秘めています。
- 本市へは、5 鉄道(JR東日本、東京メトロ、都営地下鉄、京成電鉄、北総鉄道)が乗り入れており、 千葉県内外各地から本市へのアクセスが良好です。また、成田空港と羽田空港の中間に位置して おり、国内外からの来訪者を誘致するために、適した立地となっています。
- 一方、本市の観光資源が十分認知されていない状況を課題と捉え、ターゲットを明確にした情報発信や、観光の担い手同士のネットワークを生かしながら、市内外の方へ積極的にPRを行っていく必要があります。

#### (1)情報発信の強化

所管部:経済観光部

本市は、地域ごとに多様な観光資源・魅力を有しています。その魅力を、拠点となる施設から情報発信し集客促進を図ります。また、市内各所に点在する観光資源をつなげた周遊ルートを提案することで、各観光資源の魅力アップを図り、相乗効果を高めながら、PRに努めます。さらに、誘客したいターゲットの興味関心へ訴えかける情報発信も行います。

- ◆ アイ・リンクタウン展望施設、道の駅いちかわなどの拠点施設からの情報発信
- ◆ インフルエンサーとの連携
- ◆ 散策コースの提案

#### (2)市川ファンの創出

所管部:経済観光部

市民や来訪者が、自らの言葉・想いで本市の観光を「おすすめ」できるよう、観光資源を知る、体験する機会を提供します。さらに、東京などからの高いアクセス性を生かし、都会の喧騒から離れた安らぎをもたらす観光資源を掘り起こし、活用しながら、情報発信に努めるとともに、市民が知人や来訪者に対して観光資源の魅力を伝える仕掛けづくりにより、市内外の方が「市川ファン」としてリピーターとなることを促します。

- ◆ 伝統工芸品などのワークショップの実施
- ◆ 市川市民納涼花火大会や、いちかわ市民まつりなどのイベントの開催
- ◆ 観光物産インフォメーションでの情報提供や案内
- ◆ 動植物園の魅力向上
- ◆ 様々な分野・業種・事業者から成る観光のプラットフォーム「オールいちかわ」が提案するイベント の実施

# 30 スポーツ

#### 施策の目標

誰もがスポーツに親しめるまちを目指します。

- スポーツには、健康の保持・増進に加えて、楽しさや生きがいづくりなどの心を豊かにする効果や、市民交流の活性化などが見込まれ、人々の生活をより充実させる力があります。 このため、年齢や障がいの有無などに関わらず、すべての人がスポーツにアクセスでき、継続できる環境をつくることが求められています。
- 近年、ライフスタイルの多様化やICTなどのデジタル技術の進展、世界的な大規模スポーツイベントの開催などにより、スポーツの多様化が進んでおり、パラスポーツやアーバンスポーツ、ユニバーサルスポーツ、e スポーツなど、新たな種目や楽しみ方も広がっています。
- 本市は、千葉ジェッツ(バスケットボール)、千葉ロッテマリーンズ(野球)、ブルーサンダース(アメリカンフットボール)、ブリオベッカ浦安・市川(サッカー)、クボタスピアーズ船橋・東京ベイ(ラグビー)と包括協定などを締結しています。今後は、これらの団体と協力して、市民がスポーツに触れる機会を積極的に創出していくことが重要です。
- スポーツに親しむ環境づくりとして、多様な主体と連携したイベントの開催や、指導者の確保・育成、スポーツ団体への支援といった事業に加え、市民が安心・安全にスポーツを楽しめるよう、スポーツ施設の維持管理・修繕を行う必要があります。さらに、市民が継続してスポーツを行えるよう施設の配置を検討するほか、関係機関と連携し、公園や公民館、民間施設などの活用も含めて市民ニーズに対応していくことも必要となっています。

#### (1)スポーツをする機会の提供

所管部:スポーツ部

市民のスポーツ実施率向上を図るため、スポーツ教室やイベントなどを実施するとともに、イベント情報などを分かりやすく整理して、情報発信を強化し、より多くの市民の参加を促します。

- ◆ スポーツ教室やイベントの開催
- ◆ トップアスリート等指導者の派遣や講習会などによる競技力向上支援

#### (2)スポーツをみる感動の発信

所管部:スポーツ部

市民のスポーツに対する関心や興味を育むため、協定などを締結しているスポーツ団体の公式戦などへの市民招待を実施するほか、教育委員会とも連携し、所属選手や指導者による公立学校への訪問事業などを実施します。また、これらの取り組みに関し、SNS などを活用した多角的な情報発信を行います。

- ◆ トップチームなどとの連携
- ◆ スポーツを観戦する環境の整備、機会の提供

#### (3)スポーツをささえる環境の充実

所管部:スポーツ部

市民が安全に安心してスポーツができるよう、社会情勢の変化や市民ニーズを捉えながら、老朽化の進む既存施設の修繕などを行い、快適かつ安全なスポーツ環境を整備します。また、総合型地域スポーツクラブやスポーツ推進委員の活動支援、市公認スポーツ指導者の更なる活用などにより、スポーツをささえる組織・人材の確保と育成を進めます。

- ◆ スポーツ施設の整備(維持管理・修繕、利便性向上のための再整備・最適配置、必要施設の整備)
- ◆ スポーツをささえる人材や組織の確保と育成
- ◆ 地域や企業との連携体制の創成

#### 基本目標1 基本目標2 基本目標3 基本目標4 基本目標5

### 31 情報政策

#### 施策の目標

デジタルを活用した利便性の高い市役所を目指します。

- スマートフォンの普及やICTの著しい発展により、社会経済システム全体から人々の日常生活全般に至るまで、デジタル化による大きな変革が生じています。このような中、本市では市民の利便性向上のため、あらゆる分野でオンライン手続きを推進していますが、法令などにより対面での本人確認などが必要な手続きも依然として存在しており、今後の課題となっています。
- 自治体の基幹20業務に係る情報システムについて、国の定める標準システムへの移行が求められており、本市においてもその対応を進めています。また、その他の情報システムについても、効率性や信頼性などの観点から、最適化を図る必要があります。
- 行政サービスの様々な分野で情報システムの利用が拡大する一方、サイバー攻撃の手口は多様化・巧妙化し、情報セキュリティ対策への取り組みがより一層重要となっています。情報セキュリティ体制の運用により情報資産を適切に管理することは、本市の責務となっています。

#### (1)情報通信技術を活用した市民サービスの提供

所管部:企画部·情報管理部

社会情勢の変化や、多様化するニーズに対応するため、オンライン手続きのメニュー拡充を行うとともに、対面や書面などを前提とした手続きの見直しや、公金支払いのデジタル化など、いつでも、どこからでも手続きができる市役所へ向けた取り組みを進めます。

- ◆ オンライン手続きの拡充
- ◆ 公金支払いのデジタル化推進

#### (2)情報システム全体の最適化

所管部:情報管理部

AI をはじめとするデジタル技術の更なる活用に加え、基幹20業務に係るシステムの標準化を含む クラウドの活用など、情報システム全体の最適化を推進します。これにより、より効率的で信頼性の高い行政事務と利便性の向上を目指します。

- ◆ 情報システムの最適化推進
- ◆ 情報システムの標準化推進

#### (3)情報セキュリティ体制の運用

所管部:情報管理部

情報技術の革新、社会のデジタル化、サイバー攻撃の高度化など、行政を取り巻く環境の変化においても、情報資産を適切に取り扱うため、情報セキュリティ対策を推進します。

◆ 情報セキュリティ対策の推進

#### 基本目標1 基本目標2 基本目標3 基本目標4 基本目標5

## 32 広報広聴・魅力の発信

#### 施策の目標

充実した広報広聴活動により、市への関心と愛着の醸成を目指します。

- 市政への関心を高め、市民参加を推進するためには、市の取り組みや地域情報などを、市民に広く分かりやすく伝える情報発信・公開と市民の声の的確な把握が重要です。ソーシャルメディアなど多様な手段を活用し、情報の受け手側に応じた情報発信と幅広い市民意見の聴取が求められています。
- 本市では、広報いちかわ・市公式 SNS(Facebook、X、Instagram、LINE)・メール情報配信サービスなど、多様なツールを活用して情報発信を行っています。紙媒体の配布数が減少傾向にある中、SNS や電子版の閲覧は上昇傾向にあり、各媒体の利用者層や利用特性に合わせた発信を工夫する必要があります。また、市の各種事業やイベントなどの情報については、市公式YouTube チャンネルと Instagram で動画配信し、視聴者数は年々増加していますが、若年層などに向けた更なるアプローチが課題となっています。
- 市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書などについては、適正な管理や利用を図るととも に、個人情報の保護に配慮しつつ、市政の透明性を高めていくことが求められています。

#### (1)広報広聴活動の充実

所管部:市長公室

市民ニーズに対応した事業を展開するため、市民の意見や提言を聴く機会を設けるとともに、広報紙の制作発行のほか、電子版広報や市公式 SNS の利用促進を図り、市公式 Web サイトなど多様なツールを活用した積極的な情報発信により、本市の更なる PR を図ります。

- ◆ 電子媒体での広報の強化
- ◆ 広聴の機会の充実

#### (2)広報活動を通じた市政への関心の向上

所管部:市長公室

市政を身近に感じ、親しみをもってもらえるよう、イラスト・デザインの活用を広げるとともに、動画 制作配信を通して、政策プロモーションに取り組みます。

◆ 政策プロモーションの強化

#### (3)情報公開の一層の推進

所管部:総務部

市民への説明責任を果たし、知る権利を保障するため、情報公開制度の適正な運用を行います。 公文書ファイル等管理簿の整備や職員への研修などを行うことで公文書を適正に管理するととも に、公文書公開制度及び個人情報の保護に関する理解を深め、市民への対応力向上に努めます。

- ◆ 公文書などの適正な管理
- ◆ 情報公開制度の適正な運用
- ◆ 個人情報の適切な保護

#### 4. 成果指標

本計画では、各施策を推進した結果、本市の姿や市民の意識・行動がどのように変化したかを把握するため、アウトカム指標を「成果指標」として設定します。

「成果指標」には、客観性の高い市民アンケートや統計数値などを用いるものとし、目標を設定したうえで、各施策の成果を評価します。

評価結果は適宜、市川市総合計画審議会への報告し、必要な改善につなげることで、限られた経営資源を効果的かつ効率的に活用します。

#### ■ 基本目標に関する成果指標

基本目標	成果指標	現状	目標	指標の解説
基本目標 1	自分らしく豊かに暮 らせていると感じる 市民の割合	56.3% 【令和7年度】	↑ 【令和 16 年度】	まちづくり市民アンケート において、「自分らしく豊か に暮らせていると感じるか」 との質問に対し、肯定的な回 答*をした市民の割合
基本目標 2	安全が守られ、安心し て暮らせていると感 じる 市民の割合	49.9% 【令和7年度】	<i>†</i> 【令和 16 年度】	まちづくり市民アンケート において、「安全が守られ、 安心して暮らせていると感 じるか」との質問に対し、肯 定的な回答*をした市民の 割合
基本目標3	快適に暮らすための インフラが整備され ていると感じる 市民 の割合	39.1% 【令和7年度】	<i>†</i> 【令和 16 年度】	まちづくり市民アンケート において、「快適に暮らすた めのインフラが整備されて いると感じるか」との質問に 対し、肯定的な回答*をした 市民の割合
\$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$	自然と触れ合う場所 が身近にあると感じ る 市民の割合	51.1% 【令和7年度】	↑ 【令和 16 年度】	まちづくり市民アンケート において、「自然と触れ合う 場所が身近にあると感じる か」との質問に対し、肯定的 な回答※をした市民の割合
基本目標4	環境に優しいまちで あると感じる 市民の 割合	35.4% 【令和7年度】	<i>†</i> 【令和 16 年度】	まちづくり市民アンケート において、「環境に優しいま ちだと感じるか」との質問に 対し、肯定的な回答*をした 市民の割合
基本目標 5	市川市に魅力を感じ る 市民の割合	59.4% 【令和7年度】	<i>†</i> 【令和 16 年度】	まちづくり市民アンケート において、「市川市に魅力を 感じるか」との質問に対し、 肯定的な回答*をした市民 の割合
金件口标り	まちの賑わいを感じる 市民の割合	44.8% 【令和7年度】	<i>介</i> 【令和 16 年度】	まちづくり市民アンケート において、「まちの賑わいを 感じるか」との質問に対し、 肯定的な回答*をした市民 の割合

基本目標	成果指標	現状	目標	指標の解説
基本目標 5	「まちの文化(暮らしの中にある歴史・文化・芸術など)」に親しみを感じる 市民の割合	42.9% 【令和7年度】	<i>†</i> 【令和 16 年度】	まちづくり市民アンケート において、「まちの文化(暮ら しの中にある歴史・文化・芸 術など)に親しみを感じる か」との質問に対し、肯定的 な回答*をした市民の割合

<sup>\*</sup>選択肢(「そう思う」、「ややそう思う」、「どちらともいえない」、「ややそう思わない」、「そう思わない」)のうち、肯定的な回答は「そう思う」、「ややそう思う」とする。

#### ■ 各施策に関する成果指標

施策	指標	 現状	目標	指標の解説
		50 F0/		まちづくり市民アンケート
	健康であると感じる	59.7%	7	において、「健康だと感じる
	市民の割合	【令和7年度】	【令和16年度】	か」との質問に対し、肯定的
				な回答*をした市民の割合 健康上の問題で日常生活が
				制限されることなく自立し
		82.94 歳	1	て生活できる期間(65歳+
	健康寿命(男性)		·	日常生活に制限のない期間
健康·保健		【令和3年】	【令和 16 年】	の平均)
				※出典:健康情報ナビ(千葉
				県) 健康上の問題で日常生活が
				制限されることなく自立し
		86.02歳	1	て生活できる期間(65歳+
	健康寿命(女性)		·	日常生活に制限のない期間
		【令和3年】	【令和 16 年】	の平均)
				※出典:健康情報ナビ(千葉   県)
				まちづくり市民アンケート
	安心して子育てでき	42.5%	1	において、「安心して子育て
	るまちであると感じ る 市民の割合		·	できるまちだと感じるか」と
		【令和7年度】	【令和 16 年度】	の質問に対し、肯定的な回答
				※をした市民の割合
	出生数	3,415人	1	1月から12月の出生数
こども・若者		【令和6年】	【令和 16 年】	※出典:住民基本台帳
	子育て世代(30~40歳代前半)の転入 数	8,668人	7	1月から12月の市外から
		【令和6年】	【令和 16 年】	の転入数   ※出典:住民基本台帳
	女人	TIPIN 12	1191410112	
	子育て世代(30~4 0歳代前半)の転出数	9,859人	7	1月から12月の市外への
		【令和6年】	【令和 16 年】	転入数   ※出典:住民基本台帳
				市川市立小・中・義務教育・特
				別支援学校の学校評価アン
こどもの教育	目標を持って学習、生活している児童生徒	80.0%	1	ケートにおいて、「目標を持
		【令和7年度】	【会和 14 年度】	って学習したり、生活したり
	の割合	【7仙/午戌】	【令和16年度】	しているか」との質問に対 し、肯定的な回答*をした児
				し、再定的な凹合~をした児   童生徒の割合
				市川市立小・中・義務教育・特
	│ │友達と「お互いの良			別支援学校の学校評価アン
	さを認め合う]よう	90.0%	1	ケートにおいて、「友だちと
	な関係づくりができ		·	「お互いの良さを認め合う」 ような関係づくりができて
	ていると感じる 保護者の割合	【令和7年度】	【令和 16 年度】	いるか」との質問に対し、肯
				定的な回答※をした保護者
				の割合

施策	指標	現状	目標	指標の解説
生涯学習	生涯学習活動(趣味・ 資格取得・健康づくり ・ボランティアなど) に取り組む 市民の割 合	34.2% 【令和7年度】	<i>†</i> 【令和 16 年度】	まちづくり市民アンケート において、「生涯学習活動(趣味・資格取得・健康づくり・ボ ランティアなど)に取り組ん でいるか」との質問に対し、 肯定的な回答*をした市民 の割合
土准子首	公民館の利用者数	延べ 730,150 人 【令和6年度】	↑ 【令和 16 年度】	市内公民館の利用者の数
	図書館の利用者数	延べ1,444,007人 【令和6年度】	↑ 【令和 16 年度】	市内図書館の利用者の数
地域福祉	地域共生社会(世代 や分野を超えてつな がることで、一人ひ とりの暮らしと生きが い、地域をともに創っ ていく社会)を意識し ている 市民の割合	26. 7% 【令和 7 年度】	<i>†</i> 【令和 16 年度】	まちづくり市民アンケート において、「地域共生社会(世 代や分野を超えてつながる ことで、一人ひとりの暮らし と生きがい、地域をともに創 っていく社会)を意識してい るか」との質問に対し、肯定 的な回答*をした市民の割合
高齢者福祉	高齢者が自立した生活を安心して送ることができていると思う 市民の割合	22.6% 【令和7年度】	<i>†</i> 【令和 16 年度】	まちづくり市民アンケート において、「高齢者が自立し た生活を安心して送ること ができていると思うか」との 質問に対し、肯定的な回答* をした市民の割合
障がい者 福祉	共生社会(障がいの 有無に関わらず、誰 もが社会の一員とし てお互いを尊重し、支 え合って暮らす社会) を意識している 市民 の割合	36.9% 【令和7年度】	<i>†</i> 【令和 16 年度】	まちづくり市民アンケート において、「共生社会(障がい の有無にかかわらず、誰もが 社会の一員としてお互いを 尊重し、支え合って暮らす社 会)を意識しているか」との 質問に対し、肯定的な回答* をした市民の割合
社会保障 ·生活困窮者	社会保障(国民年金・国 民健康保険・生活保護・ 生活困窮者支援)に不 安を感じる 市民の割 合	59.3% 【令和7年度】	↓ 【令和 16 年度】	まちづくり市民アンケート において、「社会保障(国民年 金・国民健康保険・生活保護・ 生活困窮者支援)に不安を感 じるか」との質問に対し、「そ う思う」、「ややそう思う」と 回答した市民の割合
	就労支援による新規 就労者数	114 人 【令和 6 年度】	<i>†</i> 【令和 16 年度】	就労支援により、新たに就労 した生活保護受給者の数
多様性社会	個人の尊厳が尊重され、互いの多様性を認め合うことを意識している 市民の割合	52.4% 【令和7年度】	<i>†</i> 【令和 16 年度】	まちづくり市民アンケート において、「個人の尊厳が尊 重され、互いの多様性を認め 合うことを意識しているか」 との質問に対し、肯定的な回 答*をした市民の割合

施策	指標	現状	目標	指標の解説
	平和に関心がある 市民の割合	83. 2%	1	まちづくり市民アンケート において、「平和に関心があ
平和		【令和7年度】	【令和 16 年度】	るか」との質問に対し、肯定 的な回答*をした市民の割合
	国際交流に関するイベントや活動に参加する 市民の割合	6.5% 【令和7年度】	<i>†</i> 【令和 16 年度】	まちづくり市民アンケート において、「国際交流に関す るイベントや活動に参加し ているか」との質問に対し、 肯定的な回答*をした市民 の割合
・国際交流	多文化共生社会(国籍や民族などの文化的な違いを互いに認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域の一員として共に生きる社会)を意識している市民の割合	27.8% 【令和7年度】	<i>†</i> 【令和 16 年度】	まちづくり市民アンケートにおいて、「多文化共生社会(国籍や民族などの文化的な違いを互いに認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域の一員として共に生きる社会)を意識しているか」との質問に対し、肯定的な回答*をした市民の割合
	災害に強いまちである と感じる 市民の割合	24.4% 【令和7年度】	<i>†</i> 【令和 16 年度】	まちづくり市民アンケート において、「災害に強いまち だと感じるか」との質問に対 し、肯定的な回答*をした市 民の割合
危機管理 ·防災·減災	災害に備えた取り組み(備蓄・避難経路の確認・訓練への参加など)をする市民の割合	29.4% 【令和7年度】	<i>†</i> 【令和 16 年度】	まちづくり市民アンケート において、「災害に備えた取り組み(備蓄・避難経路の確認・訓練への参加など)をしているか」との質問に対し、 肯定的な回答*をした市民の割合
	消防団員数	323 人 【令和7年4月1日時 点】	400 人 【令和 17 年 4 月 1 日時点】	消防団を構成する消防団員 (非常勤特別職の地方公務 員)の数
消防	救急活動時間	104分40秒	96分40秒	119番通報を受け、出動し、活動を終えて帰署するまでの年平均時間
防犯 ·市民安全	治安が良いと感じる 市民の割合	45.8% 【令和7年度】	<i>↑</i> 【令和 16 年度】	まちづくり市民アンケート において、「治安が良いと感 じるか」との質問に対し、肯 定的な回答*をした市民の 割合
	刑法犯認知件数	2,730件 【令和6年】	2, 211 件 【令和 16 年】	刑法などに規定する罪(道路 上の交通事故に係る業務上 (重)過失致死傷を除く)のう ち、警察において発生を認知 した事件の数 ※出典:犯罪統計(千葉県警察)

施策	指標	現状	目標	指標の解説
	222			まちづくり市民アンケート
	交通マナーを意識する 市民の割合	81.5%	7	において、「交通マナーを意
			·	識しているか」との質問に対
	이 마다아지마	【令和7年度】	【令和16年度】	し、肯定的な回答※をした市
				民の割合
交通安全				道路上において、車両、路面
		902 件	600 件	電車及び列車の交通によっ
	交通事故発生件数	302 IT	000 1	て起こされた人の死亡また
		【令和6年】	【令和 16 年】	は負傷を伴う事故の数   ※出典:交通事故統計資料集
				(千葉県警察)
				まちづくり市民アンケートに
	道路交通(車両や歩			おいて、「道路交通(車両や歩
	行などでの移動)の	35.0%	1	行などでの移動)の利便性が
	利便性が高いと感じ	【令和7年度】	【令和 16 年度】	高いと感じるか」との質問に
	る 市民の割合	TOTH T TIX	1   J   H   10 - 12	対し、肯定的な回答*をした
道路·交通				市民の割合
				まちづくり市民アンケート
	公共交通(鉄道やバ	50.2%	7	において、「公共交通(鉄道や
	スなどでの移動)の	JU. 2/0	,	バスなどでの移動)の利便性
	利便性が高いと感じる。	【令和7年度】	【令和16年度】	が高いと感じるか」との質問 に対し、肯定的な回答*をし
	る 市民の割合			た市民の割合
	水洗化人口	2/1 100	4	下水道本管が整備されてい
T 1.74 7/2 1/2		361,100人	1	る地域(下水道処理区域)
下水道・治水		【令和7年3月31	【令和17年3月31	で、実際に下水道に接続し
		日時点】	日時点】	ている人口
	   市で把握する管理不	459 棟	$\rightarrow$	市が把握している空家等の
	全空家•特定空家数	【令和7年8月31	【令和 17 年 3 月 31	うち、管理が行き届いてい
   住宅・住環境		日時点】	日時点】	ない空家等の数
	住宅の耐震化率	95.0%	1	   住宅のうち、耐震性がある住
		【亚代 20 左连】	【会证 1/ 左座】	名の割合
		【平成30年度】	【令和 16 年度】	
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			まちづくり市民アンケート
カーボンニュートラル	カーボンニュートラル	33.1%	1	において、「カーボンニュー
	の取り組み(節電や住		·	トラルの取り組み(節電や住
	宅の省エネ化など)をする 市民の割合	【令和7年度】	【令和16年度】	宅の省エネ化など)をしてい   るか」との質問に対し、肯定
	ם נים לאטיוי סיי			的な回答*をした市民の割合
			1,062 千 t-CO <sub>2</sub>	
		1,867 <del>↑</del> t-C0₂	【令和 12 年度末】	二酸化炭素排出量(家庭部
	市域における二酸化炭素排出量	1,001 T L-CU2	THE PLANT	門、業務その他部門、運輸部
		【令和3年度】	850 <del>↑</del> t−C0₂	│門、廃棄物分野(焼却処分)、 │ 産業公野の会計)
			【令和 17 年度末】	産業分野の合計) 
自然環境・ 生物多様性		1 ১১৫ বর		
	鳥類ラインセンサス シンボル種の確認数	1,337 羽	7	鳥類モニタリング調査にお
		【令和6年度】	【令和16年度】	ける代表的な野鳥の個体数

施策	指標	現状	目標	指標の解説
公園·緑地 ·水辺	市内の公園を利用する 市民の割合	30.5%	<i>†</i> 【令和 16 年度】	まちづくり市民アンケート において、「市内の公園を利 用しているか」との質問に対 し、肯定的な回答※をした市
	都市公園の面積	180.18ha 【令和 6 年度】	182ha 【令和 16 年度】	民の割合 都市公園法で規定されてい る公園又は緑地の面積
	都市緑地の面積	76.41ha 【令和 6 年度】	76.51ha 【令和 16 年度】	都市計画法及び都市緑地法に 規定されている緑地の面積
資源循環型 社会 ・清掃行政	ごみの減量やリサイクルに対する意識を持って行動する 市民の割合	66.3% 【令和7年度】	<i>†</i> 【令和 16 年度】	まちづくり市民アンケート において、「ごみの減量やリ サイクルに対する意識を持 って行動しているか」との質 問に対し、肯定的な回答*を した市民の割合
7737813 = 2	一人一日当たりのご みの排出量	714g 【令和 6 年度】	↓ 【令和 16 年度】	市内ごみの年間総排出量 を、行政人口と年間歴日数 を乗じた数字で除した量
	身の回りの生活環境 (大気・水・騒音・振動・臭いなど)が良 好であると感じる 市民の割合	43.2% 【令和7年度】	<i>†</i> 【令和 16 年度】	まちづくり市民アンケート において、「身の回りの生活 環境(大気・水・騒音・振 動・臭いなど)が良好であ ると感じるか」との質問に 対し、肯定的な回答**をし た市民の割合
生活環境	大気環境基準の達成率 (二酸化窒素)	100% 【令和 5 年度】	100% 【令和 16 年度】	二酸化窒素の環境基準を達 成した測定局の割合
	大気環境基準の達成率 (浮遊粒子状物質)	100% 【令和 5 年度】	100% 【令和 16 年度】	浮遊粒子状物質の環境基準 を達成した測定局の割合
	水質環境基準の達成率 (BOD)	100% 【令和 5 年度】	100% 【令和 16 年度】	BOD(河川)の環境基準を 達成した環境基準点の割合
市民活動	市民活動(自治会・N POなど)が活発で あると感じる 市民 の割合	20.0% 【令和7年度】	<i>†</i> 【令和 16 年度】	まちづくり市民アンケート において、市民活動(自治会・NPOなど)が活発であ ると感じるか」との質問に 対し、肯定的な回答*をした 市民の割合
	自治会加入率	49.74% 【令和7年4月1 日時点】	54.00% 【令和17年4月1 日時点】	全世帯のうち、自治会に加入 している世帯の割合
	市民活動支援センタ ーの市民活動団体登 録数	244 団体 【令和7年8月31 日時点】	600 団体 【令和 17 年 3 月 31 日時点】	市民活動支援センターの利 用登録をしている市民活動 団体の数
文化·芸術	文化・芸術に触れる機会がある 市民の割合	27.8% 【令和7年度】	<i>†</i> 【令和 16 年度】	まちづくり市民アンケート において、「文化・芸術に触れ る機会があるか」との質問に 対し、肯定的な回答*をした 市民の割合

歴史 ・文化的資産 ・大化の割合 ・ において、「文化財(有形・無形) が保存、継承、活用されていると感じる市長の割合 ・ 市内事業所数 ・ において、「文化財(有形・において、「文化財(有形・において、「文化財(有形・において、「文化財(有形・において、「文化財(有形・において、「文化財(有別・において、「文化財(有別・において、「文化財(元別・において、「文化財(元別・において、「文化財(元別・において、「中内の農業(農産物を含む)に関心がある市民の割合 ・ 市内の農業(農産物を含む)に関心がある市民の割合 ・ 「令和7年度」 ・ 「令和16年度」 ・ 「会和16年度」 ・ 「会社・大学で「会社・大学を」で「会社・大学を」で「会社・大学を」を」において、「市役の、の電上報・大学を」を、した市民の、の電上報・大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大	施策		現状	目標	指標の解説
市内事業所数	歴史	文化財(有形・無形) が保存、継承、活用さ れていると感じる 市	28. 4%	7	まちづくり市民アンケートにおいて、「文化財(有形・無形)が保存、継承、活用されていると感じるか」との質問に対し、肯定的な回答*をした市民の割合
市内売上金額	経済·商工業	市内事業所数		·	※出典:経済センサス-活動
市内の農業(農産物を含む)に関心がある市民の割合 「令和7年度」 「令和16年度」 まちづくり市民アンケーにおいて、「市内の農業(機物を含む)に関心がある市民の割合 「令和7年度」 「令和16年度」 を参をした市民の割合 まちづくり市民アンケーにおいて、「市内の水産業(水産物を含む)に関心がある市民の割合 「令和7年度」 「令和16年度」 「今和16年度」 「令和16年度」 「令和16年度」 「令和16年度」 「令和16年度」 「令和16年度」 「令和16年度」 「令和16年度」 「令和16年度」 「令和16年度」 「令和16年度」」 「令和16年度」 「个年度」 「令和16年度」 「个年度」 「个	·雇用	市内売上金額	6,000万円	·	※出典:経済センサス-活動
世界の水産業(水産物を含む)に関心がある市民の割合		含む)に関心がある	46.1%	·	
世報の できる。	農水産業	を含む)に関心がある		·	まちづくり市民アンケート において、「市内の水産業(水 産物を含む)に関心がある か」との質問に対し、肯定的 な回答*をした市民の割合
<ul> <li>観光 観光入込客数 [令和6年] [令和16年] がれた人の数 へ訪れた人の数 へ訪れた人の数 へ訪れた人の数 まちづくり市民アンケーにおいて、「週1回以上の ポーツを実施しているかの質問に対し、肯定的な[でからできる)により、利便性が向上したと感じる 市民の割合 [令和7年度] が、利便性が向上したと思るか」との質問に対し、同報会 [令和16年度] まちづくり市民アンケーにおいて、「市役所の電子 請など(来庁せず、Web上で行政手続きができる)により、利便性が向上したと思るか」との質問に対し、肯</li> </ul>		農業産出額			農業生産活動による農作物 及び加工農産物の産出額 ※出典:市町村別農業産出額 (推計)(農林水産省)
スポーツ週 1 回以上のスポーツ実施率31.1%か 【令和7年度】たおいて、「週1回以上のポーツを実施しているがの質問に対し、肯定的ない※をした市民の割合スポーツ施設の利用者数延べ565,477人 【令和5年度】延べ600,000人 【令和16年度】市内スポーツ施設の利用の数市役所の電子申請など(来庁せず、Web上で行政手続きができる)により、利便性が向上したと感る)により、利便性が向上したと思るか」との質問に対し、肯の到金45.5% 【令和7年度】か 【令和16年度】す (令和16年度】	観光	観光入込客数			観光地や行祭事、イベント等 へ訪れた人の数
大木	スポーツ			·	まちづくり市民アンケート において、「週1回以上のス ポーツを実施しているか」と の質問に対し、肯定的な回答 *をした市民の割合
で役所の電子申請な ど(来庁せず、Web上 で行政手続きができ る)により、利便性が向 上したと感じる 市民 の割合					市内スポーツ施設の利用者 の数
	情報政策	ど(来庁せず、Web上 で行政手続きができ る)により、利便性が向 上したと感じる 市民		·	まちづくり市民アンケート において、「市役所の電子申 請など(来庁せず、Web上 で行政手続きができる)によ り、利便性が向上したと感じ るか」との質問に対し、肯定 的な回答*をした市民の割合
1 72.000 1 70.000		電子申請率			行政手続きの受理件数のうち、オンライン申請による受理件数の割合
広報広聴   SNSフォロワー粉   147,423 八   220,000 八   book・Instag		SNSフォロワー数	【令和7年8月31	【令和 17 年 3 月 31	市公式SNS(X・Face book・Instagr am・LINE)のフォロワ 一数

<sup>\*</sup>選択肢(「そう思う」、「ややそう思う」、「どちらともいえない」、「ややそう思わない」、「そう思わない」)のうち、肯定的な回答は「そう思う」、「ややそう思う」とする。